

平成27年勝浦町マラソン議会（みかん会議）会議録第2日目

1 招集年月日 平成27年11月25日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 11月25日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 11月25日 午後4時07分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（9名）

1番	仙才守	2番	松下一一
4番	麻植秀樹	5番	松田貴志
6番	籾公一	7番	国清一治
8番	森本守	9番	井出美智子
10番	大西一司		

○欠席議員（1名）

3番 美馬友子

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	伊丹眞悟
税務課長	松本重幸	福祉課長	大西博己
産業交流課長	野上武典	住民課長	笹山芳宏
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	河野稔彦
勝浦病院 事務局次長	長友清美	会計管理者 出納室長	岡本重男

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第2号）

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政に対する一般質問

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで（第2号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

美馬議員から欠席の届けが出ております。

また、先月の29日から31日まで北海道白糠町，芽室町の視察研修の報告書をお手元に配付をいたしております。

次に、会議等への出席状況ですが、11月11日，東京都で開催されました第59回町村議会議長会全国大会及び12日から13日，長野県飯綱町，山梨県昭和町で視察研修を行いました。その視察報告書もお手元に配付いたしております。執行部の皆さんにも参考にお目通しをいただいたらありがたいと思います。

11月20日，小松島市で開催された小松島外三町村衛生組合第2回定例会に大西議員，松田議員と私が出席しました。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは中田町長，福田副町長，椎野教育長，伊丹参事兼企画総務課長ほか関係課長でございます。

なお、勝浦病院の山田事務局長が体調を崩して出席できませんので、長友次長がかわりに出席をいたしております。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第2，町政に対する一般質問を行います。

なお、美馬議員がきょう欠席をされております。そして、一般質問も今回は取りやめということでしたので、執行部の皆さんいろいろとご配慮いただいとと思いますが、次回をお楽しみにしてください。

それでは、日程によりまして一般質問を行います。

1番仙才守君の一般質問を許可いたします。

仙才守君。

○1番（仙才 守君） 1番議員の仙才守でございます。ご指名をいただきましたので、早速ですが、通告書に従いまして質問を始めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1番目ですけれども、町政の広報活動について質問をさせていただきます。

現在、町政の広報活動というのは、主に印刷物、広報かつうらとかチラシ、それから広報無線、あるいはインターネットのホームページ等で行われておるといふふうに思います。それで、CATVを通じての広報が余り利用されていない。余りというか、全く利用されていないのではないかと、この辺が非常に残念な状態だといふふうに私は思っております。このCATVの活用ということについて質問をさせていただきます。

今月の3日に町民体育大会がありまして、来場者が1,000人を超えるという盛況でございました。久しぶりに知り合いに会えたというようなことで、喜ぶ人がいたりしまして、いろいろな意味で町民交流の機会が提供できたのではないかといふふうに思います。1,000人が来たということは、逆に考えますと、約4,000名の住民は参加をしなかったか、できなかった。都合が悪いとか体のぐあいが悪いとか、いろんな理由があるかと思うんですけれども、その人たちの中には参加したかったなあという人もおられたかと思うんです。もしもCATVが利用できて、中継ができるとかあるいは録画放送ができるとかということであれば、その人たちもそれを見ることができたんじゃないかといふふうに考えた次第です。

さらに別の話を言いますと、現在マイナンバー制度というのがこれから施行されようとしておりますけれども、この広報につきましてもCATVなども利用可能ではないかといふふうに思うわけです。私のところにマイナンバー制度の広報について、いろいろようわからんと言って、私のところへ言ってくる人がいるんです。クレームとかあるいは単なる問い合わせとか、そういう人があります。それで、私も気になったんで調べてみたんですが、町はどんなふうに広報しようたんだらうということで見ますと、広報かつうらで、何と7月から11月まで連続してマイナンバーについては記載があるわけです。そういう意味で、十分な広報はしておったんじゃないかといふふうに、私はその人に答えたりもしたんです。小冊子を発行したりもしてますよね。ところが、かなりの人がようわからんという気持ちは持っておるようです。これは紙媒体の限界というのがありまして、配っても読んどらんとかということだろうと思うんです。情報のとり方というのが、このごろはテレビから情報をとるといふような方もかなりおられて、この辺でもCATVが利用できればマルチメディアということになって、広報活動に寄与するんじゃないかと考えております。

そこで、せっかく全部の家庭にCATVが利用できるような環境があつて、できていないというのは残念でありますから、特にパソコンを使っていない人にとって、これは重要と考えておるわけです、私は。この件についてどのように考えておられるのか伺いたいと思いますので、参事よろしいでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 2点ほどご質問いただきました。

まず、1点目はケーブルテレビの活用という点でございます。

ご承知のとおり、今、光ケーブル網につきましては、デジタルテレビそれからインターネット、IP電話のサービスを提供しております。ご質問にありますCATV、ケーブルテレビの活用でございますけれども、今、テレビ徳島さんのほうに、町の行事でありますとかイベント、これをアグリネットのほうで録画をいただいて、編集もしていただきまして、これをテレビ徳島のほうに送りまして、これ無償なんですけれども、定期的に放送していただいております。ちょっと前にも笹議員さんのほうから、このプログラムなりスケジュールがわかれば、非常に住民の方も見やすいんじゃないかというご質問があつて、紹介したこともございますけれども、テレビ徳島さんのほうではそのあたりが未確定でありますので、事前にお知らせすることができないんですというようなご返事がありましたんで、そういうこともあり大変見づらいという状況ではございますけれども、いろんな勝浦町の、今言いました行事でありますとか観光イベント、こういうことを録画し編集してテレビ徳島さんで今配信しておるといった状況でございます。

それから、もう一点目のマイナンバー周知方法でケーブルテレビを利用してはということでございますけれども、今の時点では楽ビジョンという形で、一応システム的には用意されておりますけど、全くこれが利用されておらないという実態がございます。当然テレビに町の情報、マイナンバーだけでなしに町の災害情報でありますとか、見守りでありますとか、そういうことが今後できれば一番、テレビを見ながらいろんな情報が目に入ってくるということになるので大変便利かと思えますけど、今の段階では楽ビジョンの方法しかございません。言いましたように大変取り扱いというか使い勝手が悪いということで、ほとんど見られてないというような状況でございます。今後どうするかということなんですけども、今の楽ビジョンをそのまま残すとい

うことは、取り扱い上大変利用が少ないということですので、今後できましたら将来的にはそういう対応したテレビでありますとか、議員さんがよくご存じの接続器、こういうことも開発されてきますし、こういうシステムを組むということもございますので、こういうことを将来的に考えてケーブルテレビに町の情報、きめ細かな情報が流せるような体制をこれから検討していくべきかなあというふうに考えています。

以上です。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 先ほど言い忘れたんですけれども、町政60周年記念で浄瑠璃なんかもありましたけど、ああいったものも見てもらえたんじゃないかというふうに思っております。

利用が非常に少ないということなんですけれども、多分このビデオオンデマンドという機能だと思うんです、それを言ってるのは。使い勝手も悪いというような今お答えがありました。それで、今度ことしシステムが更新されるというふうになっておりますが、8月議会だったか楽ビジョンをやめるのでビデオオンデマンドの機能がなくなると。多分そういうことだろうと思うんです、楽ビジョンがなくなるということは。それに対する代替えの処置も考えられていないんじゃないかと思うんですけれども、この点についてはどうなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） この楽ビジョンにつきましては、毎月検討会議を業者さんなり保守業者と毎月やっておるわけで、その中で楽ビジョンを残すか残さんかということで大変議論になりました。今も先ほども言いましたように、保守業者なり点検業者が何かトラブルがありました各ご家庭を回っておるんですけれども、この場合に、楽ビジョンの利用状況も確認しております。その場合にも全く使われていないというのが実態でありまして、使えば当然一部そういうサービスを受けれるんですけど、全くそれが利用されていないということで、今回のシステムからはその機種については外させていただきました。

今おっしゃられますように、じゃあテレビでどないして見るんなど、これ問題ありますけど、それにつきましては今後使いやすい方法を検討していくということしかないと思っております。先ほど言いましたようにいろんな今後、インターネット対応型のテ

テレビでありますとか、システム上の中にそういうインターネットが切りかえできるような、交換器みたいなものもあるようでございますので、そういうことを対応して、できるだけケーブルテレビで今言いましたインターネットが見られるような形をつくっていくことしかないのかなと、今の時点では考えております。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 今の答えというのは、何か検討しているということなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 検討というか楽ビジョンの更新につきましては、検討しました結果、今回のシステムを更新につきましては採用しないということに結論なってます。今後どうするかということにつきましては決まっておりますので、どういう対応をしていくかということについては、これから検討するなりしてサービス提供を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 今のところ具体的な計画はないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 具体的な計画なり手法については、まだ決まっております。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） まずやめるということで、結論が出ているんじゃないのかなあとは思いますが、大体こういうサービスというのは、一旦始めたらなかなかやめるのは難しいものです。それから、更新するときは、使い勝手が悪かったらやめるっていうのではなくて、使い勝手が悪かったら使い勝手のええようにして改良するちゅうんが、普通のやり方だろうと思うんです。それから、やめるにしても、やめるけどよろしいかというような、ユーザーに対する打診というか、サービスしてるわけですから、そういった手続が必要なのかなあというふうに思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） システム更新すれば、なおよいサービスが提供できる方向も考えないかということとは当然あります。繰り返すようになりますけれども、全く使われてない機器を、同じシステムというか、機械を入れていくというのは大変効率が悪いということで、今回断念を判断しました。

今後これをどうするかということですが、何回も言うように検討していかなければなりませんけれども、住民の方が一番使いやすい方法を検討しなければ、幾らシステムを入れても、使いにくかったら利用は少ないということですので、そのあたりは今後十分検討して、住民の方の意見も聞いて、やっていく必要があるかと思っています。この更新のときに、各メーカー、工事業者さんが楽ビジョンを撤去しますということで、そのあたりの状況について再度一件一件確認していくということになっていますので、その意見も伺いしながら次の対策は練っていききたいというなことで今、会議の中では結論づけております。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 使いにくい機械があったということで、それもある程度事実だとは思いますが、大体見る内容があったのかと、見るに値する映像を用意できったのかと、こういうこともまた考えていかないといけないだろうというふうに思っております。

この件はこのくらいにしまして、もう一点だけ簡単なことで。

今回機械を更新する、これ終わったことだから今さら言うのもおかしいんですけども、説明責任はあると思いますので聞いておきますが、更新する理由というのは何なんでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） I R U 契約が10年ということで、ことして10年目を迎えます。私も伺っておりますのは、今回工事するのはご家庭の宅内工事のいろいろ、子機について交換をするという工事がメインでございます。その機器については耐用年数が6年と聞いておりますので、それを10年間今引っ張ってきた状況がございます。そういうことで、6年のものを10年間引っ張っておりますので、全体的に今老朽化進んでおるということで、今回更新をするということとしております。

もう一方、センター機器のほうにつきましては、ご存じのようにS S 方式かP O N



方式に変更させてもらいますけれども、そこについては、SS方式というのは時代的に古くなって次の、今後の部品調達が難しいでありますとか、PON方式にすれば新たなオプションが対応できていくというなことで、そういうふうなセンター機器についてはSSからPON方式に変えたというな状況でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 今度の新しく入る機器の耐用年数というのはどのくらいなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それぞれ宅内工事の機器については、耐用年数6年だと考えております。これまた今度耐用年数が6年だから6年契約でしてくれというご意見もありますけど、役場にしましたらできるだけ長く活用しとくほうが更新の費用もかかりませんので、保守契約だけということになりますので、今回につきましても10年をIRU期間として考えて契約する予定でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 10年を想定してるということだと思います。

じゃあ、ついでにもう一点確認をしておきますが、光ケーブルはそのまま流用しているというふうに聞いてますけれども、ケーブルの耐用年数はどういうふうに考えているんでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 当然ケーブルにつきましては、年数までは正確に覚えておりませんが、かなり期間があると考えてます。ただし、こういう、上勝町も同じなんですけども、条件の悪いところに線を引いておりますので、例えば鳥獣害でありますとか、土砂災害でちょっと地盤がずれて、線が引っ張られて断線するというようなことが常にございまして、そういうことを除けばかなりの耐用年数をもちますので、今言いましたような鳥獣害でありますとか土木災害等には当然対応しながら、期間を延ばして、できるだけ長く延ばしていきたいとは考えてます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 今回のように装置も、またケーブルも1遍に更新するということになるのかなりの金額になって、今回も町費でやっているということですから、

今後の更新については慎重に計画をしていただけるようお願いをいたします。

また、ビデオオンデマンドについてはさらに検討するという事ですから、この点につきましてもよろしくをお願いをいたします。

続きまして、CATVはこの辺にしまして、インターネットについてお伺いをいたします。

ホームページの充実や、SNSっていうんですか、フェイスブックとかツイッターです、これなんですけれども、議会だよりのモニターからフェイスブックの利用をしようかという提案が来ております。この点について何か方針がございましたらお聞かせください。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 動画配信でありますとかSNSですか、こういうものにつきましては、身近なコミュニケーションのツールとして大変人気が出ておりますし、利用が増加しております。一方いろいろトラブルもございまして、誹謗中傷などもあることも懸念されますので、行政がこれを利用する場合、情報発信の手段として十分活用する場合には、かなり体制を整える必要があるかと思っております。いろんなご意見が逆に、今はもう一方通行で出しっ放しという媒体なんですけれども、これをやりますといろんなご意見が入ってまいりますので、これに対応するような体制づくりが必要になってくるかと思っておりますけど、現時点ではなかなか今の体制は難しいと思っておりますので、ここらを今後整備しながら十分対応ができるようなことになれば、そういうことを活用していくべきかなと。余り対応もできておらんのにそれを受け入れますと、かえって住民の方に迷惑がかかるということもございまして、そういうふうに体制づくりを十分してから取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 1番議員。

○1番（仙才 守君） 検討中ということだと思っておりますが、近隣の自治体の導入状況というか利用状況についてもしわかりましたらお聞かせください。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 多くは調べておりません。勝名町村の関係を電話で照会しました。ほとんど勝浦町と同等でございまして、各町村ともSNSにつ

きましても個人的な通信手段というふうなところで考えておるようで、町がこれを導入して、先ほど言いました行政に関するご意見を聞くというふうなことは、今のところ考えてない状況でございました。今のところこの町村もインターネットによるホームページのメール等で対応しておると、パブリックコメントについてもメールで検討しているというような状況でございました。

以上です。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 最近、ICT を利用している企業がサテライトオフィスというような形で事務所を開設するという事例が出ておりますけれども、そういう自治体というのは、一歩我々よりも先行しているんじゃないかというふうに考えております。実態は私わかりません。もう少し前向きに取り組んでいかれたらどうかなあというふうに考えております。

最後に、住民に対する広報広聴活動ということについて、特にICT、いわゆる情報通信技術の活用について、何か町長さんのほうでお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思うんですけれども。ありますか。なければ。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） おはようございます。ご指名をいただきましたので、ご答弁させていただきます。

今回地方創生の話から始まりまして、いろいろな住民の方々から町の情報が十分伝わってないと、いいところがたくさんあるのに、またイベントもたくさん行っている割には、そうした情報伝達が非常におくれているといいますか、十分でないというふうなご批判もいただいておりますので、この点も十分今後とも配慮しながら、スムーズな円滑な情報伝達ができますように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） それでは続きまして、次の議題であります防災対策について質問をさせていただきます。

県のほうで南海トラフ巨大地震っていうんですか、これで勝浦町の被害想定っていうのが、最悪で死者30名とか、あるいは建物全壊が420棟、建物半壊が760棟なんてい

うかなり大きな数字が出ております。また、最近では異常気象、特に大雨なんかによりまして災害が非常に懸念されているところがございます。こういう状況の中で、避難情報を発令されていると思うんです。ことしも何件かあったかと思うんですけれども、避難準備であるとか避難勧告であるとか、あるいは避難指示というのが出たりしております。この中で避難指示を出したときに、住民がどのように行動するだろうという、ある想定があろうかと思うんですけれども、住民がどのように行動することを想定されて避難指示を出しておられるのか伺いたいと思います。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 避難情報につきましては段階的でございます。避難指示が大きいほうからいけば2番目、一番大きなのが特別警報でございます。その下ということで、これは前兆現象の確認とか、それから人的被害の発生する危険性が非常に高まった場合、直ちに安全な場所に移動願うという段階でございます。こういういろいろ情報発信しますので、住民の皆さんには危険度がそれぞれ地区によって違います。こういうことも考慮に入れまして、早目の避難をお願いしたいと思っております。

住民はどのように行動するのかということでございますけれども、避難情報につきましては、気象情報とか徳島県からの河川情報、特に正木ダムからの流入量でありますとか放流量、こういうことの情報が入ってまいります。この情報をもとに町の対策本部では被害を想定して、先ほど言いました段階的に各地区に、災害情報と避難情報を出して呼びかけておるというところがございます。このあたり、段階的に危険が迫った段階で出しておりますので、これ仮に避難が空振りになってもそのあたりはお許しをいただいて、住民の命を守るために早目の避難をお願いしたいと思っております。特に自主防災組織なり区長さん中心に避難をお願いしておりますので、住民の方につきましては、率先して安全な場所へ避難をしていただくという以外にないと思っておりますので、住民の皆さんにはできるだけ情報がありましたら、画一的な情報しか出せませんので、各地区それぞれ地区状況は違いますので、周辺の状況を見ながら早目に避難をしていただくという、そういう喚起のための情報伝達でございますので、そのあたりをご理解いただいて避難いただけたらというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 1番議員。

○1番（仙才 守君） 質問の趣旨なんですけど、これを先に言えばよかったんですけども、実際に指示が出ましてもどうしたらいいかわからんという人が多いんです。結局家におるしかないと、みんなが避難してきたって収容する避難場所がないのが現実だと思うんです。それで聞いてみました。ただ、具体的な指示を出すところまでいってないのかなあというのが、私は現状じゃないかというふうに見ております。これ特に各地域で考えていかないといけないんだろうとも思ってますけれども、現実を認識していただきたいというふうに思います。

続きまして、土砂災害についての質問、きょうの質問のメインなんですけれども、これについて質問をさせていただきます。

私がおります坂本地区というのは、何ととっても土砂災害対策というのが一番重要であって、みんなこれについて心配をしています。どうしたらいいんだろうと、こういうことなんです。それで調べてみましたら、土砂災害防止法というのがありまして、これは土砂災害から国民の生命を守る、読んでみますけど、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の規制や既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するとあります。だから、砂防ダムをつくっていくとかというのはなかなか難しいから、ソフト対策をしていこうということだろうと思うんです。土砂災害防止工事——砂防ダムのようなもんです——等のハード対策と合わせて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難態勢の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制のソフト対策を充実させていくというふうなうたわれております。これについて緊急調査の実施ということで、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるように、これは多分国とか県が実施するんだろうと思うんですけれども、被害の想定される区域、時期の情報を提供すると。徳島県は28年度中に調査を完了するとなっております、どこが危ないですよというような地図みたいなものを提供するようなことをうたっております。ただ、実際にこの勝浦町において調査はどんな調査が行われて、今進捗ぐあいはどうなっているのか、そういうところがわかりましたらお答えを願いたいというふうに思います。

○議長（国清一治君） 柳澤課長が答えるちゅうのでいいですか。

○1番（仙才 守君） はい、柳澤課長でお願いします。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） まず、危険箇所の指定状況です。質問の中で土砂災害防止法の関係で、いろいろ述べていただいてありがとうございます。

まず、危険箇所の指定については、勝浦町内において294カ所あります。これは地図データとか、それから砂防基盤図といって、土地の地形を詳しくあらわした地図がありまして、その中で机上により294カ所を設定しております。それで、今年度までの調査箇所については223カ所ございまして、76%の現地調査を今年度中に終えることとなっております。議員がおっしゃったように、県としては28年度に現地調査を全て終わるというふうなことを聞いております。

それで、調査方法といたしましては、先ほども言うたように、地図データをもとにして、次に現地に入りまして、簡単なポール横断などを撮ったり勾配をはかったりして、専門家がいろいろ判定をいたします。

以上です。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 判定をして何がわかるんでしょうか。どういうことがわかるんですか。

○議長（国清一治君） 建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 判定については、お手もとにお配りした土砂災害の種類ということであるんですけども、要は3種類ございます。急傾斜の崩壊に対する調査とか、それから地すべりに対する調査または土石流に対する調査がございまして、その中で山の土砂、山の傾斜とかいろいろ状況を判断いたしまして、そのあたりでここが土石流が来た時にどこまで来るよとか、そういうふうな条件を充てまして、それで危険箇所の指定を行います。指定箇所の種類については、指定については警戒区域とか特別警戒区域とかというふうなことで、イエローゾーン、レッドゾーンというふうな形で仕分けてございまして、それについては住民に周知することとなっております。

以上です。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 住民にもう既に周知がされ始めているんでしょうか、それとも全部が終わってからの周知になるんでしょうか。

○議長（国清一治君） 建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 手元に全部終わっとうかどうかちゅうのは持ち合わせておりませんが、私の記憶によりますと、勝浦町の大半、半分以上の部分がもう地元説明会は終えております。それで、地元説明会については、地区住民さんに通知を出しまして、集会所に寄っていただいて、ここがイエローです、ここがレッドです、イエローについてはこんなことです、レッドについてはこういうふうな規制がありますと。危ないところにはやはり規制をかけなければならないという決まり事がこの土砂災害防止法にもありまして、それで説明会を必要としております。

以上です。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） それを知らなかったんですけども、そうすると、もう家を建てたらいかんところとか移転をしてくださいよとか、そういうことも通達されてるんでしょうか。

○議長（国清一治君） 建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 議員おっしゃった説明、土砂災害防止法の資料の中で、住宅等の新規立地の規制というふうなんがおっしゃりよったと思うんですけども、まさしくそれが危険なところにはもう家は建ててはいけないよとか、それから家を建てる構造自身について、山側から土砂が来るおそれがあるから壁構造については補強しなけりゃいけないよとか、そういうふうないろんなちょっとしたハードルがございます。ほんで、場所についてはやはり地図で示しております。それで、地図で示しておりますので、各個々の個人が家を建てかえたいなとかという場合については、やはり規制を守っていただいて、建てかえるとか移転とかそういうふうな形でお願いをするというようなことになります。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） そうすると、この法律に基づいて、その集財産制ですけど、それにある種の規制を加えていくということで理解してよろしいということですね。はい、わかりました。

最初の避難指示とか、あるいは今の、今聞きました土石流、土砂災害対策とかにも関係するんですけども、前回の防災委員会で、防災訓練が余り実践的でないと、通

り一遍になってるんじゃないかというような意見が出ておりました。先ほど参事の答えにもあったかと思うんですけど、それぞれの地域に即した避難というか、防災マニュアルのようなものがそれぞれつくられないと、通り一遍のものになってしまうのかなあというふうに考えております。

以前の議会だよりを繰っておりましたら、実践的な防災訓練についてマニュアルを示したいというようなことが記載されておまして、いつだったか忘れましたが、こういうそれぞれの状況に応じた避難マニュアルのようなものを作成せないかと思うんですけど、これに誰か町の詳しい方がアドバイスをしてくれるとか、そういうような態勢になっているのでしょうか。ちょっと聞き方が悪いんですけど。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 全町一斉の防災訓練につきましては、確実的にかどうか、町全体の住民の方にご協力いただきますので、主に毎年同じでございませけれども、避難訓練と安否確認、これを確実に次の行政が動くためには必ず必要でございませるので、そういう訓練させていただいております。各地区それぞれ自然条件とか地形などが違いまして、危険度が違ってまいります。そういうことで、各地区ごとの防災マニュアルなり訓練をしてほしいということで、常に区長会とか、それから自主防災組織の連絡協議会等をお願いをしておるところでございませ。

ご質問にありますマニュアルをつくっていききたいということで、答弁させていただいてきたことがございませ。平成26年4月ということで、また後でお示しをいたしませけれども、自主防災組織に向けて防災訓練マニュアル、こういう地域ではこういうような訓練をしてはどうでしょうかというようなマニュアルと、もう一つは各地区の自主防災隊の防災計画、これもマニュアルでございませけど、こういうものを各地区でつくっていただいて、住宅地図等に危険箇所を落とすなりして、住民に周知を図っていただきたいというようなことで会をした経過がございませ。そのときにもご説明いたしましたけども、ご要望があれば各地区職員も出向いてまいりますので、お呼びいただきましたら、役場の今の避難情報の出し方でありませとか体制についてご説明をしながら、連携をとっていくようなこともできると思いませるので、そういうことでお願いをした経過がございませ。まだ現実的につくっておるという地区はございませないので、このあたりは今後できるだけ早く、地区と相談しながら各地区ごとの防災マ



ニュアルなり防災計画をつくっていったらなあというふうに考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） わかりました。よろしく願いをいたします。

それで、最後の質問なんですけれども、前回一般質問で1回聞いているんですけれども、災害発生時の対応で、地元の重機所有住民との協定についてということで質問させていただいております。これについては、柳澤課長から一般の住民とは協定はできませんよというような回答をいただいております。業者との間は可能だと、組合か何かの間で協定をしているということなんですけれども、何か事故が起こった場合の補償の問題だと思うんですけれども。さらに、私のほうから、個々に保険に加入してもらって一部を補助するような方法も考えられるのではないかと。住民の自助努力というのを引き出していくことが重要であって、住民の自発的な活動に対しては前向きに対応してほしいというような要望をその後出したんですけれども、回答を得ないままに質問が終わってしまい、私が終わってしまったんですけれども、このことについて再度質問をします。この件についてはどのように考えますでしょうか。

○議長（国清一治君） 建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 7月議会で質問があり、現在のところは考えておりませんというふうな回答をした件でございます。この質問の趣旨は十分に理解しております。しかしながら、先ほども繰り返しますが、仮に協定を結んだ場合、作業中に従事者が死亡とかけがとか、それから病気、当然災害とかあるんで、場合によったら人が埋まっとうかもわからないので、心身的な障害とかになる場合がございます。そのあたりで協定書の中には、そのあたりの損害賠償については、協定者のほうでまいりますよというふうなことになっております。また、第三者に損害を与えた場合とか、それから町の公共物、いわゆる道路施設等に損害を与えた場合についても、同様にこの協定者が補償するというふうなこととなっております。いずれにしても町としてはご協力いただけるのはありがたいんですが、それと私どもが実際に協定者に依頼する事業内容といたしましては、大きな災害のいわゆる道路の崩壊とか、それから橋梁の落橋があった場合についても応急対応とか、それから応急工事とか、それから応急後の維持管理とかというふうなこともいろいろ願いますので、そのあたりでいうと

幾ら重機を持たれている方とはいえ、なかなか責任の度合いまたリスクがあると考えますので、協定については考えておりません。

以上です。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 難しい問題だと私も思いながら質問はしておるつもりなんですけれども、地方創生ということで、各方面にかなり今回手厚い支援をする案が出ております。特に外部から入ってくる人にはいろいろと配慮をしている、施策があろうかと思うんですけれども、趣旨は地元で頑張っている人、前向きにいろいろやってくれる人に対して、何か報いるような前向きな知恵というものはないんでしょうかと、こういう趣旨で聞いているつもりです、私は。この件について再度、またこれからも質問なり要望なり出していきたいと思いますのでよろしく願いをいたします。これ答えを聞いといたほうが。言いにくいですか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 災害発生時の対応についてというなことで、7月議会でもご質問ございまして、ただいま課長からの答弁をいたしておるところでもございます。

新たに3点ほどのことも言われておりまして、特に住民の自助努力を引き出していくことが重要じゃないかと、またそうした活動に対して前向きに対応してほしいということございまして。こうしたことにつきましては、本当に住民の自主的な協力いただけるということ、非常に町といたしましてもありがたい話でございます。ただ言えることは、災害発生時の緊急時の対応であるということから、危険の高い作業が伴うんじゃないかということございまして。課長が申しあげましたように、負担のこと等考えますと、なかなか町といたしましても前向きに考えることを少しためらうところでもございます。そうした議員のご質問のとおり、自主的な活動に対してというようなことございまして、他の町村の動向等も見きわめさせていただきまして答えを出していきたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○1 番（仙才 守君） どうもありがとうございました。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（国清一治君） ちょっと待って、4番は取りやめたんやな。

○1番（仙才 守君） 4番は取りやめております。

○議長（国清一治君） そうですか。わかりました。

以上で1番議員仙才守君の一般質問は終了いたしました。

議事日程の都合により、休憩をいたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（国清一治君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

2番松下一一君の一般質問を許可いたします。

松下一一君。

○2番（松下一一君） 2番松下一一でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず最初に、沼江バイパスの件についてご質問をさせていただきたいと思っております。

沼江バイパス開通して20年、1期工事開通して20年が経過しようとして、今回第3期工事の見通しというところで、バイパスの開通ということは、勝浦町の発展にはなくてはならない、また沼江地区の活性化にもぜひ必要なものでありますので、早期の完成ということを目指して、今わかっておる進捗状況と今後の完成に向けて、時期とかそれについてお尋ねをいたします。

○議長（国清一治君） 建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 議員おっしゃるように、勝浦町としての重要施策の一つとして沼江バイパス3期の事業でございます。地元の関係者の方々の熱意によりまして、平成27年度の県当初予算に4,000万円の予算がつき、事業着手となっております。その後27年4月20日に沼江のコミュニティーセンターにおきまして、県と町とともに地元説明会を行いました。内容につきましては、道路計画の概要とかそれから今後の事業の進め方について説明をいたしました。現在は道路の詳細設計を含む路線測量と地質調査のボーリング調査が進行中でございます。今後は詳細設計ができ次第に地元説明会を開催いたしまして、その後は境界立会、補償物件の調査を実施いたしまして、その結果をもとに用地交渉に移りたいと聞いております。

完成時期につきましては、用地交渉云々いろいろありますので一概に言えません

が、5年ないし6年くらい、予算の配当にもよりますが、これぐらいの感じかなというふうに想定されます。

以上です。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 過去には地権者の協力、また地元の熱心な世話役さんがおられて、第2期工事までいって、それが約20年、開通から20年かかっております。まだこれから3期工事の開通までに5年ないし6年を要するということで、計画ができてからだと30年かかる事業なんかと思いますので、町長さんにも一生懸命頑張っていて、県のほうにも働きかけをいただいて、一日も早い完成を目指して頑張っていてほしいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、小学校の通学路の安全というところでございます。

生比奈小学校から生名方面への県道は、道路拡幅と歩道整備もほとんど終わり、通学の安全性が確保されているように思われます。しかし、生比奈小学校からJA生比奈支所の中の狭隘な箇所における通学の危険性というものから、どういうふうに安全を確保するか。これは私、交通安全協会に入って子供の横断の指導とか行っておるときに、いつも気になっておったことなのであります。大変西岡の町の狭いところを危険な思いをして子供が通学をしているんだなあ、そういうふうに私が思いました。また、沼江、石原、掛谷地区からの遠距離の通学において、悪天候の場合、雨降りとか、また小さい子供さんが体調不良、朝のうちに微熱があるとかそういうときに、低学年の小学校1年生、2年生については大変厳しいものがあるんじゃないかなと。石原住宅、沼江の新しい住宅からだったら、歩いて5キロくらいはあるんじゃないかなと思いますので、今までこの間において重大な事故とか事件がなかったのは不思議ななあと思っております。この間の安全で安心な、事故がなかったからといって安全であるとは言い切れませんので、ここを何とか安全・安心である道路に、何とか通学方法を考えなければと思っております。

最近では薬物、お酒また高齢者等の運転ミス等で子供がたくさん犠牲になるというケースをたびたび聞かされております。この危険箇所を回避する手段として、また低学年の負担軽減のために、私は西岡の狭隘な狭いところを学校の保護者また学校関係者、教育委員会等がよく話し合いを持って路線バスの活用を考えれないものかなと

常々思っておりましたので、この件について通学に路線バスを活用することはできないのかご質問をしたいと思います。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 勝浦町の一住民として、そして安全協会の会員のお一人として子供たちの安全を本当に心配していただけることが今の質問から十分読み取れました。ありがとうございます。

まず、2点あったうちの1点、まずJAの生比奈支所から生比奈小学校までの安全な通学手段として路線バスを利用するなどの対策はいかがなものかというご質問をいただいたかと思えます。

町内の各学校におけます通学手段でありますけれども、旧の坂本小学校の校区を除きまして、原則小学校は徒歩通学、それから中学校の生徒は徒歩もしくは自転車通学ということで学校で定めております。議員ご提案の生比奈小学校における西岡、中角地区の歩道がなく、そしてカーブも多く存在するという通学路への対策案であります。安全確保の面からは手段としてはあり得る対策でなかろうかというふうに私も同感するところでございます。ただし、朝、西岡地区の前田商店前のバス停、西岡というバス停でありますけれども、そこに先ほどご提案のありました沼江、石原そして山掛地区ですね、山田、掛谷、この地区から今通学しております児童が約40名ございます。その40名の生徒が一便のバスにそこの前田さんところの西岡のバス停で乗るとなると、待機する場所の確保であったり整理であったりといったところの安全性の確保、それからバスの運行台数を含めた乗車定員の確保、バス通過時刻に対する遅刻者への対応、学年で異なります下校時の生比奈校前での安全確保、そして西岡のバス停での下車指導、それにさらには保護者の方々の経済的な負担などを考慮いたしますと、現実性というのは相当下がってくるのではなかろうかというふうに捉まえております。

このことから引き続き徒歩通学というのを基本といたしまして、安全確保の対策といたしましては、長きにわたりご活躍をいただいております学校支援ボランティアの皆さん、それから議員もご活躍をいただいております安全協会生比奈分会の会員の皆様方、そして保護者や学校の先生方によります立哨や寄り添い、見送り、さらには警察のご協力も得ながらの交通安全指導といったもので安全確保を図っていくというこ

とで引き続き取り組みたいというふうに思っております。もちろん行政といたしまして、道路の拡幅であったり歩道の確保であったり、またドライバーへの安全運転の働きかけというものには継続して取り組む必要があることについては深く認識をしているところでございます。

次に、2点目の体調不良や悪天候等の場合はいかがなものかということでございましたけれども、これにつきましても基本は徒歩通学というのを踏襲をしたいというふうに思っております。ただ、実態といたしまして保護者の判断により臨機応変に対応してもらっております。それにつきまして、教育委員会としていささかも提言をするつもりはございません。児童・生徒の安全確保に向けまして、議員を初め皆さん方の引き続きのご提案をお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 沼江、石原地区からは距離的に相当な距離があって、1年生、小さい低学年についてはすごい負担になると思うんですが、それでも路線バスの活用というのはできないと、過去の学校教育の伝統とかそっちのほうを優先するといわれる答えなんですか。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 基本は、徒歩通学ということでやっております。それで、あと個々の事情で、例えばご家族の方の送迎であったりとかといったものを決して規定、規制するものではございません。学校全体としての取り組み方針としては、今申し上げたとおりの徒歩を基本としたいというところでご理解をいただければなというふうに思います。ちなみに国の指導でありますけれども、小学校というか徒歩は4キロ、小学校で4キロ、それから自転車で7キロだったかといった距離制限であったり、今度新たに通学時間に1時間を超えるものについてはとかといったもので指導が出るという動きはありますが、距離的にも生比奈小学校は長き100年余る伝統の中で来ておることはそれでもって継続していきたいかなと。ただ、議員の心配されておるとおりで繰り返しになりますが、個々の事情があるものについて決して規制をかけるものではございませんので、そういったところをご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） ありがとうございます。わかりました。

今のお答えいただいたんで私は納得できるんですが、一部保護者の方には雨降りには靴の履きかえとか靴下の着がえまで持っていかなければだめなんで。雨降りは家出たときからどしゃ降りどきのときに家族が送っていったらやっぱり歩いてこいと言われたという話も聞いておりますので、方針があるのであればそういうことも仕方ないなと思っております。ありがとうございます。

次に、沼江谷川、掛谷谷川の土砂の撤去についてでございます。

私、7月の議会でも質問させていただきましたが、繰り返しの質問であります。それだけ地元からは要望が強いということでありまして、3地区からの、沼江、石原、掛谷3地区からの強い思いを県に伝えていただいて、早期の実現に向けてさらに働きかけをお願いしたいと思っております。

それと並行して、今山橋下流から飯谷小学校の前、あの辺の蛇行の激しい箇所での水の流れをよくするための対策として川の土砂の撤去、また周辺の竹やぶの伐採等を講ずる必要があるんでなかろうかと。この水の流れがよくなることによって、勝浦町の水害ということは多きにわたって防げるんじゃないかなろうかと。これは、ただに沼江、石原、掛谷地区の下地域だけの問題ではありません。生名から始まって、ずっと川に面した地域の方々の水害ということが大幅に減らせると私は思っております。この件に、本流の対策について過去に話はあったと思うんですが、最近県側と流れをよくするための話し合いとか持たれたことはあるのでしょうか。

以上、答弁のほうをお願いいたします。

○議長（国清一治君） 建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） まず、掛谷川と本沼江谷川の話させていただきます。

この河川の状況といたしましては、洪水時には勝浦川からのバックがありまして早々に冠水いたします。それで、隣接の田畑がつかったりして農業被害があったり、またそれ以上、またいろいろ増水しますと、阿南勝浦線のローソン裏の橋梁が冠水してしまって通行が不能になったりします。そのあたりで町の認識といたしましても、やはりしゅんせつをして速やかな流水を流していただくと。状況によってはかなりバックがありますので、多少通行に支障がある場合もありますが、やはりしゅんせつと

かをすることによって早く冠水の時間帯を減すというふうな施策が必要でないかと考えております。そこで私どももそのあたりの認識をいたしまして、毎年のことながら県のほうへ要望活動をしております。

○議長（国清一治君） 小休します。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

課長，続けて。

○建設課長（柳澤裕之君） それで、以前から要望をしております。昨年でいいますと昨年、26年6月20日、またことしですと5月12日と、町長とともに東部県土整備局の局長にこういうふうなしゅんせつのお願いなりをいたしております。それから、時あるごとには要望活動を続けております。そして、このたび11月13日にその掛谷川及び本沼江谷川のしゅんせつについて議員のおっしゃる3地区からの代表者の陳情がございました。陳情の書面によりますと190名の署名を添えた力強い陳情でございまして、この書を受けて私どもとしてはさらなる要望活動に努めたいと考えております。

続きまして、次のおっしゃいになった今山橋から下流のほうの本川の話、本川の蛇行している流路をどなんぞスムーズな形で流下できないかというふうなことだと思います。昭和の後半とかですと、やはり資源として砂利を採取、川砂利を採取していろいろ利活用するというふうなことがございました。平成に入って、年代は忘れて言いませんが、砂利組合からの話がありまして、そのときは当時の議会でもこれは砂利をとったらいろいろ悪影響あるんじゃないかとかというふうなことで、意見書としては、具合悪いよというふうな意見書を出した経過がございます。私の認識といたしましては、たまっとうとこはたまっとうところも議員がおっしゃるようにあります。しかしながら、片掘れしたりいろいろするので、通水断面的にはどういうふうな考え方なのかなというふうなことで、私としては調べてはございませんが、過去に振り返りますと、平成元年には今山堰が飛んだり、平成16年には病院のちょっと下流の棚野から星谷に渡しておりました昭和13年に施工されとうサイフォンが露出してきて、それでもうめげてしまいました。そういうふうなことはなぜかという、やはりダム等があって砂の供給がないから河床の低下が著しいというふうなことではないかと思われま



す。ということは、やはりそのあたりの関係については微妙な話でございまして、これについては研究課題なんかなというふうに思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 町単独で県の河川をどうこうできるはずもありませんので、災害の防止というところから今後も粘り強く県のほうと対策を講じてほしいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと災害に関してで最後になるんですが、1番議員さんからも土砂災害等で質問あったんですが、最後に、不幸にして土砂災害等で死亡事故とか家屋の全壊とかそういう重大な災害被害が発生した場合に、町としてそのときの生活の支援策として見舞金等を支給するという制度とか、そういうふうなものは持ち合わせておられるんでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 詳しくは承知しておりませんが、住民課のほうで、家屋等に被害が及んだ場合、これにつきましては額も家屋の被害の状況によって区別されておりますけども、見舞金等はございます。そのほかちょっと記憶しておりませんが、お見舞金としてはそのぐらいだというふうに考えてます。

○2番（松下一一君） 通告には入れてあったと思うんですが。

○議長（国清一治君） 小休します。

午前11時07分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） お答えをいたします。

勝浦町災害見舞金支給条例によりまして、死亡の場合20万円の災害見舞金、負傷の場合3万円の災害見舞金をお支払いするようなことになっております。あと、住宅ですけれども、全焼、全壊、流出の場合20万円、半焼、半壊の場合10万円、一部損壊の場合5万円、床上浸水の場合3万円のそれぞれ見舞金を出すような規定になっております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） ありがとうございます。この件については以上で、次に町有の財産、施設の運用についてお尋ねをいたします。

まず、フライトパークの件について、管理運営についてお尋ねをしたいと思えます。

最近は何も飛んでいる姿が見かけられないように私自身は感じておりますので、あそここのフライトパークの練習用施設を含めて、今、年間で延べ人数でどのくらいの方が利用されて、また施設の安全性とかそんなものにも問題は今のところはないのか。雨ざらしで長年放置されている状況だと思います。先にここまで。

○議長（国清一治君） 産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） フライトパークの維持管理それから運営の状況でございますが、まず施設の維持管理につきましては、徳島東部森林組合のほうに委託しまして、練習場ほか給水施設等の状況を管理していただいております。それから、いわゆるスカイスポーツを楽しむときの運営管理についてでございますが、これにつきましては徳島スカイスポーツクラブにその運営を委託いたしております、使用の許可、それからそういった練習場も含めた清掃等もこのスカイスポーツクラブにお願いいたしております。

利用の状況でございますが、いわゆる滑走場、テイクオフする場所につきましては、そのままの土の施設でございますので草刈り等は行っております。利用につきましては4月から10月、いわゆる南風それから東、東風の風が吹くときの土曜日、日曜日、祝日等につきましては、おおよそ10人程度が来場いたしましてスカイスポーツを楽しんでいるというふう聞いております。それから、練習場につきましては多い年と少ない年はあるんですが、パラグライダーのライセンスっていうものがありまして、これは国が決める、与える資格ではないんですが、全国的なスカイスポーツを楽しむ団体が与えているライセンスで、A級、B級それから準のパイロット、それからパイロット、もう一つ上級パイロットっていうような5段階ほどのライセンスがありまして、A級、B級につきましてはまだ講習生の段階でございます、こういった方が実際の指導者のもとで指示を受けながらスカイスポーツを楽しむ場合にこの婆羅尾

のフライトパークを利用しております。練習場につきましても、そういった講習生がいるときにつきましてはそこで練習もしているというふう聞いております。安全性につきましては、スカイスポーツを楽しむ者にとってはクラブからは自己責任ということで皆さん飛んでいるということで聞いております。施設につきましては、そういった草刈り等の維持管理については町のほうの森林組合の委託とスカイスポーツクラブにおいて安全性を確認しながらやっていたいただいているというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 余り利用されている人、人数が少ないような気もするので、私はそれを問題にするのではなく、あの施設自体には多額の費用が使われた施設だろうと思われまますので、もっと利用されてない時間帯を多目的に利用する企画等を立てることができないものか。企画を立てて幅広く住民の方に利用していただく、そういう方向性ってとれないものかなど。例えば夜の星とか月とかそういう観察会を開いてその写真のコンクールをすとか、またアスレティック的な広場に代用させるとか、またウォーキングのコースに組み入れるとか。私が思うには、少年のサッカーの大会でも上で開けるんじゃないかなろうかと、練習場を使えばサッカーもできるんじゃないかなろうかと思うんで、利用方法をもっと、スカイスポーツだけの施設じゃなく、ほかのものに用途を広げられないものかと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（国清一治君） 産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 例えばウォーキングは、先ほど議員がおっしゃるように、ハイキングといたしましては、練習場につきましてはある方のご厚意によりまして近年に桜を数十本植えております。花見等にももちろん行くのは、本当に春のいい季節であればすがすがしいところでいいんじゃないかなろうかと思えます。ただ、やっぱりスカイスポーツクラブのほうでも今、先ほど言いましたライセンスのほかに教員という指導する立場の人をことし養成をしたということで、できればこういった講習生がちゃんとスカイスポーツを楽しめる公衆の場としてもっと利用を拡充して進めていきたいというふう聞いております。

こういった施設を実際に利用している場合は、ちょっと危険性が、飛ばない人が入

っていくというのは危険性があるのかなと思うんですが、先ほどおっしゃりました夜空の星を楽しむとかそういったことについて、出入りはそのときについては自由となっておりますので大丈夫かなとは思いますが。ただ、サッカー場とかそういったものをあそこの施設に新たに施設整備をするということはまだ検討したことはございませんので、スカイスポーツクラブのほうでの利用状況等も確認しながら検討はしてみたいとは思いますが、ちょっと新たな施設整備というのは難しいのではなかろうかというふうに思います。特にウォーキングとかは下から上がっていきますとかなりハードなウォーキングコースになろうかと思うんですが、私どもも小さい小学校のときから登っていた山でございますので、できればそういったものに活用していただけるのはありがたいかと思えます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） せっかくの施設でありますので、多くの人に利用していただける方法をまたいろいろと企画していただけたらありがたいなと思えます。

次に、パイロットの持っておられる町の用地についてでございます。

これについても、前回の議会にも質問をさせていただきました。この管理状態について今地元からは不満の声が聞こえてくるということで、7月議会の答弁では年に1回ないし2回の草刈りを行いますよと、そういう方法のもとでこの用地の管理を守っていくと答えられたと思うんですが、ことしは草刈りの時期も逸しておりまして、大幅におくれた時期に草刈りをしたと。しかも、草刈り自体が道路より二、三メートルの幅しか畑のほうには刈ってないと。町有地の縁だけを、道路に面して縁だけを刈り取ったということで、以前には畑全体の草を刈っていたと私は思っております。それが縁だけを刈って畑の部分だったほとんどの部分の管理を放棄しているというその根拠は、何からそういうふうになったんでしょうか。

○議長（国清一治君） 出納室長。

○出納室長（岡本重男君） 2番議員さんのご質問にお答えいたします。

ことしの草刈りがおくれて、なおかつ草刈りをしている幅が非常に狭い範囲になっているということのご質問でございます。それで、私どもも現地のほうへ見に参りまして、たまたまでございましたが隣接の所有者の方からもお話をお聞きしまして、議

員ご指摘のとおり、以前は全体を刈っていたが最近は全体を刈らずに部分的に刈っているというようご指摘をいただきまして、非常に迷惑しているというお話でございました。それで、今現在草刈りの作業をしておりますのは、河川の草刈りの作業をしている作業員の方が年に大体7月ぐらいをめぐりに刈りに行って、秋にもう一度、その場合は道路だけを簡単に刈るというような形で作業をしておったということを知っておりました。ただし、ことしに関しましては非常に早く時期がおくれまして、秋の9月になって行ったというような状況でございました。それで、非常に迷惑をかけたということが現地も見てわかりましたので、そういう状況のないように今後は以前のような形で草刈りを再度していくということを考えておりますが、ただ、もう全体を刈らなくなって1年以上経過しておりますので相当草も生えておりますので、1年ではちょっと全体を刈るというような作業は困難じゃないかなと考えられますので、複数年をかけて全体を刈っていくような作業ということで、まずは隣接者の方のここから刈ってくれというご要望をお聞きしてそこを優先的に刈って、さらに全体を広げていくような形で刈っていくということを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 今答弁をいただいたわけですが、ことしは刈ってないというところが数年も、三、四年もたてば竹とか木が生い茂って害虫が発生し、また鳥獣被害の温床にもなっていくということで、隣接農家にとっての配慮というものが欠けているなど私は思っております。もう少し隣接地に対する配慮を考えて作業を行ってもらいたいものです。

この用地についての活用なんですけど、私は幅広く勝浦町民にこの用地の活用について意見を聞くと、ここにこんだけの用地があるということを知らない人もたくさんおられると思うし、また役場から上の坂本とか横瀬、そっちの人にとったら関係のない用地だというような考えの方もおられるかもわからないので、勝浦町にはこんな広い空き地を持ってますよと、この用地の活用について幅広く町民の意見を聞き入れて活用方法を考えていただいたら、もっとすばらしい考えが出てくる可能性があります。活用方法の中であるんじゃないかなろうかと私思いますので、幅広く活用方法を何かのたびに聞いてあげてくれたらありがたいなと。今から20年もたって発展性は全然ゼロなん

で、思いついたらすぐにあれがどうこうなるもんでもないと思うんで。幅広く意見を聞いて素晴らしい活用の方法を見つけていただけたらと思います。

最後に、私、通告で出させていただいた畜産団地の件についてはありますが、私も組織の一員としてついこの前まで一緒にやっていたんですが、組織自体も解散をし今は個人の方1人だけが残っておるとい感じなんで、ここで金銭についての質問をするということは個人に対して擁護するなり、また反対の意見を述べるということは余り議会の場ではふさわしくないと思いますので、この件についての質問は取りやめたいと思いますので、ご了解をいただけたらと思います。

それと、私の最後の質問になるわけではありますが、私も65歳を過ぎ老人の仲間入りと、いやちょっと待ってよ。

○議長（国清一治君） 済いません。沼江こども広場。

○2番（松下一一君） ごめんなさい。こども広場の件について次にお尋ねをいたします。

老朽化した沼江のこども広場の建てかえについてでございます。この施設は町にとって必要な施設であるということに間違いはないと私は思うんですが、今の段階でこの施設の建てかえについて公表しても差し支えのないところを説明していただきたいなど。それから、私の要望に入りたいと思いますので。

○議長（国清一治君） 福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 現在の老朽化した子育て交流支援センターのご質問であると同時に、かつうら創生総合戦略にもございます（仮称）子育て世代包括支援センターに関する質問と理解してお答えいたします。

現在は、さまざまな視点で基本調査を実施している段階でございます。県内には地域子育て支援拠点事業により開設しているものが4カ所、子育て広場、サロンとして設置されているものも10カ所ございます。総合的な子育て支援センターとして運営されているものもございます。全部ではございませんが、参考になるような各施設は見えてまいりました。事業経費の試算、施設内の構造、レイアウト、管理方法、運営内容等から町全体の将来的な少子化対策、あるいは定住対策として最も効果の期待できる方向で進めたいと考えております。現時点で申し上げられるのは、ここまででございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 現時点では今の場所に建てかえるとか移転をさすとか、そこまでは決まってはないということで、という答弁でよろしいでしょうか。

○議長（国清一治君） 福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 現時点の場所あるいは町内の別の場所含めて基本調査を実施しているという段階でございます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） この施設という前身は、旧の生比奈村と横瀬の合併というときに、幼稚園をあそこにつくるということが条件で最初は幼稚園ができたものと私は聞かされております。勝浦町と同じ60年の歩みを持つ沼江の歴史を語るような建物、施設でもあります。近年、沼江地区には17戸の新しい住宅が建築され、若者の人口もふえて、バイパスの完成もあとわずかと、間近となり、さらなる発展が沼江地区には見込まれております。現在での場所での建てかえを求めてまいりたいという私の要望でもあります。沼江で唯一の公共施設を絶やすことなく、子育ての町勝浦町を沼江地区よりアピールをしたいという地区の強い気持ちを持っておりますので、この気持ちを酌み取ってほしいなど。そして、できれば今の場所に建てかえていただきたいと強く訴えて、この質問の私からの要望として終わります。

次に、私も65歳を過ぎ、老人の仲間入りをしました。いる世間は狭くなり、将来にも不安を持つようになり、いつまで健康でいられるのだろうかとか、認知症にはならないだろうかとか、将来介護は受けられるのだろうかとか、心をよぎるものがあります。今、勝浦町で介護施設への入所を希望されて入所を待っておられる方、そういう方はどのくらいおられるのでしょうか。また、近い将来その待ち人数といいますか、入所待機者が倍増するということに言われておりますが、これについてどういうふうにお考えなのでしょうか。そこで答弁のほうをお願いいたします。

○議長（国清一治君） 福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） まず、直近の情報によります待機高齢者の数でございますが、入所を希望すると要望が出ておりますのが町内で101名ございます。そのうち判定で入所が必要と包括支援センターのほうで判定されているのが約60名おると。し

たがって、いわゆる入所待機が60人おる状態でございます。

質問の概要でございますが、本町の今後の待機老人対策につきまして、本町の特別養護老人施設の事業所では施設入所者以外にグループホームあゆの里やデイサービスセンターで短期の入所、ショートステイを組み合わせる事実上の入所としたり、またことし8月から開始されましたお泊まりデイも活用してデイサービスセンターと弁当の配食等を組み合わせることで連続して使用することによりまして入所状態をつくるというのも可能です。こうしたやり方で入所待機はできるだけ吸収し、独居高齢者の方でもさまざまな在宅支援を強化することで対応しております。

が、ご質問のとおり今後介護が必要な高齢者がふえ続ける場合、まず効果は徐々にではございますが、介護予防事業等によりまして介護給付をできるだけ要しないようにする努力、そしてヘルパーの増員等で在宅支援をさらに強化すること、もう一つ認知症サポーターの養成等社会全体で高齢者を理解し支え合う体制をつくること、これらも徐々にではありますが進めていくべきだと思います。それでもなお2025年問題等にごございますように、施設の増設が必要なものは住民負担と給付のバランスの住民合意を得る議論を尽くしてから検討すべきと考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） これから入所希望がかなえられないという状況が、ますます厳しくなってくるんだらうなと思います。

そこで今、民間の力をかりて介護つきの高齢者向け住宅やグループホーム等の介護施設の充実を今図るべきでなかろうかと思うんですが、そういう計画とかは今はないんでしょうか。

○議長（国清一治君） 福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） まず、入所待機者、入所を希望する高齢者の相談事業につきましての対応の中で、町外に主に徳島市内にある介護サービスつき住宅やケアハウス、いわゆる有料老人ホーム等を所得、資産等に余力のある方には勧めております。さらに、この民間施設が町内に建設する計画は今のところは聞いておりません。ただ、現在の養護老人ホームのほうででも今の施設の枠だけでは収容し切れないという危機感を持っておりますので、具体的に何年先にこういう施設、何年度にこういう



ふう、その資金調達がそういうという計画までは至ってませんが、高齢者施設建設の協議を進める中で何らかの施設の増設が必要などという危機感を持った状態で進めております。

今のところお答えできるのは以上でございます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） そういう危機感を持ってこれから10年、20年の厳しい時代を何とか乗り越えてほしいなど。常に危機感が必要でないかと私は思いますので、今後とも介護の福祉についてよろしくお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（国清一治君） 以上で2番議員松下一一君の一般質問は終了いたしました。

議事日程の都合により、休憩をいたします。

午前11時38分 休憩

午後1時27分 再開

○議長（国清一治君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

4番麻植秀樹君の一般質問を許可します。

麻植秀樹君。

○4番（麻植秀樹君） ただいま議長の許可をいただきましたので、4番議員、一般質問を始めさせていただきます。

今回私は、町営住宅並びに集落排水施設の徴収についてということで質問をさせていただきます。

町営住宅や農業集落排水施設の老朽化や機能低下に伴い、修繕工事を行っております。特に集落排水については、補助金や起債を活用して大規模な機能強化を図っております。が、それはそれで施設の維持管理において修繕費の削減や、また地元住民の方々に快適に使用していただくということで施設の信頼度が上がり、またそれにより徴収率の向上につながっていくことから、大変重要なことであると私は評価をしております。

そこでお聞きします。

まだ平成27年度に通報装置の設置工事を残しているところですが、これまでの大規模工事を実施し高額な事業費となっておりますが、費用対効果が具体的にどのような

形であらわれているかを住民課長，よろしく申し上げます。

○議長（国清一治君） 住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） お答えをいたします。

平成26年度農業集落排水施設機能強化事業で真空弁を交換し，平成27年度は同事業で無線通報装置を設置することにしております。対費用効果ということでございます。3つ考えられると思います。まず，1つ目は故障率の減少。2つ目が維持管理の効率化。3番目に水質の向上を図られるという効果があります。また，年々金額がふえてきていた修繕費用の軽減が図られるという効果もあると思われま。ひいては議員のおっしゃるように，利用されている地元住民からの施設への信頼度が上がり，徴収率の向上につながるようにしていかなければならないと思っております。

以上，お答えいたします。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） それでは，続きまして住宅料，集落排水使用料の徴収でございますが，それぞれの徴収率が過去，2年間ではどうなっているか，上がっているのか下がっているのか具体的にお聞きしたいと思います。過年度ともあわせて答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） お答えをします。

住宅料の現年度徴収率です。平成25年度の調定額は1,359万1,800円で，収納額が1,101万2,700円となっており，収納率は81%です。平成26年度の調定額は1,352万9,100円で，収納額が1,155万9,500円となっており，収納率は85.4%です。収納率は，前年に比べ4.1%上昇しております。

また，過年度の住宅料の徴収率です。平成25年度の調定額は1,624万3,600円で，収納額が285万1,400円となっており，収納率は17.6%です。平成26年度の調定額は1,597万1,300円で，収納額が398万2,200円となっており，収納率は24.9%です。収納率は，前年度に比べ7.3%上昇しております。

引き続き，農業集落排水の使用料現年度徴収率です。平成25年度の調定額は777万2,850円で，収納額が748万9,850円となっており，収納率は96.36%です。平成26年度の調定額は797万8,954円で，収納額は769万3,934円となっており，収納率は96.43%

です。収納率は、前年に比べ0.07%上昇しました。

過年度の農業集落排水の徴収率です。平成25年度の調定額は117万6,000円で、収納額が8万6,000円となっており、収納率は7.3%です。平成26年度の調定額は137万3,000円で、収納額が1,000円となっており、収納率は0.1%です。収納率は、前年に比べ7.2%下降しております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 今お聞きしました徴収率も上がっておるという感じではあります。この中でもまだ何%の方の支払いができていないという方もいます。納期までに支払いができていない人に対して督促状は出しているとは思いますが、平成25年から27年度における督促状の送付状況はどのようになっていますか。

○議長（国清一治君） 住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） お答えをいたします。

督促状についてでございます。住宅料から申し上げます。平成25年度督促状の回数、現年度分が2回2件でございます。過年度分が10回27件。26年度督促状の回数、現年度1回1件、過年度分6回6件。27年度督促状回数、現年度7回7件、過年度分5回5件です。

次に、農業集落排水の使用料についてです。平成25年度の督促状の回数は、現年度が6回で60件、過年度分が2回で22件。平成26年度の督促状回数は、現年度、過年度ともにゼロ回、ゼロ件でございます。平成27年度督促状回数、現年度が2回24件、過年度分1回23件でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 農排の分で26年、27年、ゼロ回の5件ちゅうことなんですけど、それで合ってますか。

○議長（国清一治君） 住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 申しわけありません。

26年度農業集落排水の督促状の回数は、現年度も過年度もゼロ回でゼロ件でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） これを見ても支払いがおくれがちな人がおまして、督促状のほかにも電話や自宅の訪問を含め行って、あくまでもこれは行ってくれたか電話等なのかわかりませんが、自宅への訪問をこの上に行くうちゅうようなことも大事だと思います。支払いが、滞納額が大きくなれば支払いもできにくくなる、またできなくなるということが十分考えられます。

そこで、平成27年度分においても、既に何らかの理由で支払いがおくれている方、またそこそこたまってできないという方もおるのではないかなと思うんですけども、その方たちに対して、連絡や相談をこの10月までにどのように担当課として実施したのかをお聞きします。

○議長（国清一治君） 住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） お答えをいたします。

27年度の連絡とか相談のことです。

住宅料は、毎月口座の引き落としができていない場合は、担当者から電話をして入金の依頼をしております。また、現金でお支払いの方で支払いが滞った場合も、担当者が電話や訪問をして支払いの要請をしております。また、悪質な滞納者の方1件には相談の上、住宅から退去をしていただきました。

それから、集落排水の使用料は二月ごとの納期になっております。納期ごとに口座の引き落としができていない場合は、担当者から電話をして入金の依頼をしております。現金でお支払いの方で支払いが滞った場合も、担当者が電話や訪問をして支払いの要請をしております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 担当者の方が電話、また電話で2カ月の支払いをできていない方にもしていただいております。

支払いがおくれがちな人や、滞納者の相談も、何かわけがあつておくれがち、滞納するうちゅうことが出てくるんだろうと思うんですけども、滞納者、そういう方に何か相談をもうちょっと受けてするとかということを考えて徴収してもらいたいとは思いますが、ほっといてもこれは徴収できませんし、何らかの理由があつて支払いができてないと思うんです。これからどのようなやり方で徴収をしていこうかなど

思っていますか。今の電話でちょっと払ってよとかと言うんじゃ、らちは明かんような気がするんですけども、どのようなやり方を考えておりますか。

○議長（国清一治君） 住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） お答えをいたします。

現在の入居者の方で、現在の住宅料を少しも払っていないというような方はおられないようになっていきます。しかしながら、古くからの住宅料、平成14年度からのものもあり、多額な方では200万円を超える滞納者が複数名おられます。過年度の分の支払いまで手が回らないというような状況の方がおられ、その対応に苦慮しているような状況でございます。

今後におきましては、訪問や郵送を使っての督促、催告をふやし、保証人の方へご連絡をしてご相談をするようなことも検討しなければならないし、退去をしていただくことも視野に入れて滞納者の方との相談を強化するなど、徴収率の上昇につなげたいと考えております。また、担当者を中心に課員一丸となりまして、徴収率を上げられるよう鋭意努力をするよう指導してまいりたいと思います。

以上、ご答弁といたします。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 鋭意努力をして、課の職員一丸となってやってくれるということでございますので、今の課長になって徴収率がめちゃくちゃ上がったと言われるように頑張っていたきたいと思います。やはり担当の方が全部どんどんそれをやっていたかんと、言い方は悪いですけど、一生懸命少ないお金の中からやりくりして支払っていきよう人には悪いですから。そうしてもらわんと、職務の怠慢と言われるようになりますので、しっかりと徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（国清一治君） 以上で4番議員麻植秀樹君の一般質問は終了いたしました。

小休します。

午後1時45分 休憩

午後1時46分 再開

○議長（国清一治君） 再開をいたします。

5番松田貴志君の一般質問を許可いたします。

松田貴志君。

○5番（松田貴志君） 議長の許可をいただきましたので、みかん会議の一般質問を通告書に基づいてさせていただきたいと思っております。

今回私はかつうら創生総合戦略、また勝浦町行財政改革推進プランの中で大きく2つの中で抜粋して質問を行っていきたくと思っております。事前に質問の要旨の部分を補足として各理事者の方にはお配りさせていただいております。その部分に沿って質問をさせていただきますので、簡潔明瞭なご答弁のほどをよろしくお願いいたします。

また、私自身、そんなに結果を求めた質問でもありません。実際これからのこの勝浦町総合計画、また今回地方創生の総合戦略を長い目で見据えた中で、どのようにこれからこの勝浦町を導いていくべきか、行政、議会が一丸となって取り組んでいけるように、私の目線から気づいた点について質問をしてみたいと思いますので、もちろん前向きな答弁はいただきたいんですけども、こういった考えがあるなという感じで、場合によったら受け流していただいてもよろしいですけども、しっかりと情報の共有の部分はしていただきたいと思っております。

それでは、まず1つ目の総合戦略が10月の末に策定されました。その中で今回私が取り上げるのは、基本目標Ⅲ、若い世代の希望をかなえるという部分であります。

この点について、今後5年間において、18歳以下の子供の人数を5年間累計で200人程度を維持していくという目標が設定されております。その中で、私ごとになりますけれども、この9月の末に次女が誕生いたしまして、最近の子供の出生状況を事細かに観察してみました。現状におけるこの4月から現状までの出生数、またこの年度末にかけての子供がどれぐらい勝浦町内で生まれる予定であるのかという部分についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（国清一治君） 福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 出生数というのが、もしかして人口統計を所管する課でしているのかもしれませんが、子育て部門の所管課としてお答えいたします。

ことし4月1日から10月末現在までの出生数が8名、さらに母子手帳等で確認できる今年度中の出生予定数は、転入出等がなければ平成28年3月末までで合計16名と掌握しております。

以上です。

○議長（国清一治君） 5 番議員。

○5 番（松田貴志君） 大体私が把握している人数でございました。濟いません、質問者の指名をきっちりできていなくて、迷わせてしまいました。

現状、少し残念な数字になっているのかなと私も思っております。この点に関しては町長も同じような気持ちになっていただいていると私自身も思っております。

悲しいことに、この3月1日から出産に伴ってお祝い金という制度が創設されました、この点に関して、せっかく制度が設計されたのにそれを享受できる家庭が少ないというのは、制度設計した課長におかれましてもじくじたる思いでもあるでしょうし、またこれからのこの勝浦町の将来を考えると、現状のままではやっぱりいかなのかなと。

今回私が提案させていただきますのは、この出産祝い金制度の増額であります。この点に関しては、以前私が議会での質問もさせてもらった経過があります。そのときは、一例としてソフトバンクという通信会社の一例を挙げさせていただきました。今その部分を少し申し上げますと、ソフトバンクにおいては、第1子は5万円と少額であります、第2子10万円、第3子100万円、第4子300万円、第5子以降は500万円という、そういった社内での取り決めになっているそうです。これは日本一の少子化対策企業を目指そうというかけ声のもと、また孫社長の鶴の一声で決まった制度ということでございます。それならば、この間の阿南市長選挙で敗れました候補が提案しておりました500万円を支給するという部分と同じ金額にはなると思いますが、日本一の子育ての町、子育てしやすい町をこれから目指す気持ちが少しでもおありならば、ここまでの金額とは申しませんが、今以上の増額についても検討すべきところにもなっているのかなと思います。

実際問題、今年度赤ちゃんの誕生という部分が20人にも満たない、その中で転入された方が仮に何名かいても、20人程度であります。ここの計画に添えられている計画値というものは、5年間で200人、イコール1年間で40名ずつの出生数を確保していくという目標値を掲げていると思います。これを実現するためには、現状のままでは少しインパクトが足りないのかな。特に、これからの時代、子供が1人、2人、また産める家庭には少しでも多く産んでもらえるような環境を整備していくのも、行政のこれからの役割の一つにもなるのかなと思います。

この点について課長のほうで、3月に整備された出産祝い金制度で、現状では3万円、5万円、10万円となっています、この3万円、5万円、10万円となった金額を決めた経緯、またその後の検討状況等があればお答えいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） この3月3日からスタートした出産祝い金制度の金額でございますが、近隣町村の実績をつぶさに調査しまして、制度実施市町村の第3子以降の最高額から設定しました。それで1人目3万円、2人目5万円、3人目以降10万円と設定したわけでございますが、この制度が即出生数の増につながるかどうか、またその効果の有無の検証でございますが、今現在、確かに今年度の出生率は近年より少のうございます。ただ、過去の実績を見ますと、平成9年度から10年度に51人出生がございましたが32人と激減し、翌年度には53人に回復して、その後18年度までは40人前後で推移しておりました。19年度から30人前後になり26年度まで推移しておりましたので、今年度の現象がたまたま少ない年回りであるのか、またこの現象が今後も続くかというのは少し時間をかけて検証してみなければ何とも言えません。

今現在本町で実施している子育て支援制度が少子化対策に数字として効果が出るのには少し時間が必要だと認識しておりますが、この出産祝い金制度の額の決定につきましては一応そういった経緯で決定はしました。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） ご答弁ありがとうございます。

実際、3月に決まった制度を、仮に出産祝い金をいただけるので、それで子供をつくろうと思って実行できる期間って4カ月足らずしかないんですよね。なんで、3月末までに生まれる人はなかなか今回の制度には乗っかってこないのかなと私自身もわかっております。なんで、来年の4月以降のことも踏まえて、今回言わせてもろうたのも、実際効果をこれから検証していくのももちろん大事ですけども、現実にとし人数というのを考えたら、来年度以降はそれなりにふやしていかなあかんのです。そこを考えれば、ここの増額っていう部分はしてもええのかなと、ほんで今回のこの地方創生の部分でほかの自治体においても出産祝い金を実施しているところがあります。場合によったら第3子、第4子、第5子と100万円を支給している自治体も



あるようです。この点について、地方創生の総合戦略に、仮に増額した場合に交付金として国から増額分をどれぐらいいただけることができるかっていう部分はわかりませんか。

○議長（国清一治君） 福田副町長。

○副町長（福田輝記君） 地方創生交付金の補助要綱を見ますと、この事業は地方版の総合戦略に記載をされた事業というふうになっておりますので、そういった事業がきちっと町長のもとで総合戦略に位置づけをされれば、交付金の対象事業にはなるというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） ということは、明確なビジョンっていうものを掲げて、その数値目標を達成するために、これだけ必要じゃという部分を、現状であれば3万円、5万円、10万円という金額なんやけど、増額することによってこの数字が伸びていく可能性があるという部分が少しでも感じられたら、総合戦略の見直しの部分に乗っかせていけるのかなと私は思うんです。特に、これからこのPDCAを回しながら、この総合戦略を推進していく中で、攻めの計画なり事業実施なりをしていかなんだら、今までみたいに指をくわえておったんではなかなか補助金もおりてきませんし、こちらからこういったことをかなえたいんでこの部分の事業費を交付金としていただけませんかという形での今回の総合戦略だと思うんです。なんで、この点について長々としてもしゃあないし、実際今回、この出産祝い金を増額してほしいというのは、私自身先ほども申しましたとおり、次女が生まれまして、今回のお祝い金10万円いただきました。本当にありがとうございました。これはしっかりと有効に活用させていただきたいんですけれども、実際私は第5子でございます。第5子をもうけたところ、10万円いただいて、いただいた立場で言うのもなんですけれども、やはりもう少しあったほうがいいのかなと。この金額に関しても、一遍に100万円、200万円を払ってくれという問題でなしに、お祝い金として仮に最初は少額でも構いません。けれども、この多子世帯に対して、小学校入学時とか中学校入学時に対して、お祝い金としてそれに10万円、20万円を上乗せするなり、これからの勝浦町にずっと住んでいってもらうのを前提としたお祝い金制度というものに変えていくのも一つの手なのかなと思っております。どうしても一時金ですと、もらってそのうち町外に転出されたらそのお

祝い金の意味も少し薄れてくるのかなと私自身も思います。

ここらあたり全てを踏まえて、これから私もしつこくこの質問もさせてもらおうと思っておりますので、とりあえず現時点での町としてのこれからの来年度の予算に向けての方針という部分を、町長のほうからご答弁いただければお願いいたします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 地方創生の中にも、子育て支援をするということでいろいろ計画を掲げております。

まず、議員からは冒頭出産祝いの大幅な増額をというようなご提言をいただきました。この点につきましては、今まさに少子化の中で、出産をすることによって町もあわせてお祝いをしていきたいというようなことで、そうした趣旨でお祝い金という制度をつくったわけでございます。県内でも24市町村ございます中で13の市町村がこうした制度をしておりますけれども、その中でも本町はお金だけで言いますと決して低い額ではないということでございますし、今年の、27年3月3日からスタートというようなことでその3月には4人生まれて、これはさい先のええ、多くこのままでいけば12掛けたらかなり目標達成ぐらいにいけるなという思いがありましたけれども、4月以降から10月まで8人というような結果になっております。3月に始めたばかりの制度でございますので、すぐ金額の増額というわけにもいかないということでございますので、少し状況を見きわめながら今後やっていきたいと。

それともう一点、さまざまな子育て支援の方策、決して他の町村に劣らないような計画もしております。これが実績として数字にあらわれてくるような努力もさらにしていきたいというように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 今町長が答弁されたように、この勝浦町、全国でも指折りの子育て施策、またメニューが充実した町と私自身も思っております。先日の徳島新聞の空き家対策の特集記事の中で、空き家また定住、移住に対しての支援策というのがどれだけ充実しているかっていう徳島県内の一覧表が載ってました。そこに4つのメニューがあって、その4つのメニューを全て満たしているのは勝浦町だけでした。ということは、先ほど町長がおっしゃっているように大変充実はしているんです。さらに、子育てについても、私自身もそのサービスの恩恵を受けていますけれども、保育料

の無料化また医療費の無料化等，それは先進地と言ってもいいと思います。しかしながら，そのサービスを受けようとしても，子供がふえなんだらそのサービスの受益者というのは全然ふえていかんのです。根本的にそこを充実させても，この赤ちゃんが生まれる数がふえていかなんだら，そのサービスも宝の持ち腐れになるんじゃないのかなと私自身思い，今回無謀な提案とは思いますがけれども，改めてこういった質問もさせてもらいました。実際，政策効果をしっかりと把握した上で，来年度以降に反映させていくべきとは私も思いますけれども，こういった部分も一つ想定に入れて，また常に事業化のほうでは，またお母さんたちの要望等もいろいろと把握する中で，町長に対してしっかりと提案できるような，声を拾い上げて政策効果も拾い上げて，政策実現できるようにして欲しいなと思います。これも今回の基本目標である若い世代の希望をかなえるのを少しでも現実的に近づけるための施策の一つであると思いますので，今後ともいろいろと検討，検証する中で事業を進めてほしいと思います。この点については，また今後も質問していきたいと思いますので，次に移ります。

今回，先ほど申しましたけれども，この春から第3子の保育料が無料になりました。実際，この無料にすることによって，多くのお母さん方が子供を預けて仕事に復帰されたり，また子供を預けて仕事に復帰するためのいろいろな取り組みをなされている状況と思うんです。そこで，せっかくこういった保育料の無料化という部分が実現したという上で，さらに産休，育休と経て社会復帰するためのお母さんに対してスキルアップを図るために，子育てママを対象にしたパソコン講座等を開設してはどうかなという質問でございます。これについては，産休，育休，2年，3年，4年と時を経る中で，なかなか以前の職場に戻ることはできない，また新たな職場を探そうと思っても資格の要件があったり年齢の要件があったり，時間の制限もあったり，さまざまな困難が目の前で待ち構えている状況だと思います。そういった就職活動を少しでも円滑に進めるために，お母さんたちのスキルアップを図るために行政として何かできることはないのか，また今現状で実施していることがあればご答弁いただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 子育て中のお母さん，子育てママが職場復帰ないしは就

業した後のサポートは、他の町村に劣ることなくさまざまな制度を実施しているところでございます。

ご質問の、子育てママが早期に職場復帰ないしは就業できるためのスキルアップのほうの講座でございますが、今現在は予定はございません。例えば、パソコン講座であったり、それから保育士の再スタートの支援研修会、介護士とかそういう資格を持った方等もでございますが、実例を申しまして一口にパソコンと言いましても、初級から上級までございます。希望する職種によっては、特別なソフトを操作する必要があるのもございます。これらは町独自で支援実施するよりも、子育てママが早期に職場復帰するための講座というのでございますれば、たちまち就業支援の一環と考え、広い範囲での実施が適切だと考えます。それで、徳島県立総合福祉センター等で実施している講座であるとか、今も申し上げましたような保育士とか介護士の各種復帰のための支援事業の情報提供をするのが今現在は一番適切であるとは考えますけども、今後そういった具体的な講座が複数の方から要望があったという実体上のニーズ等がキャッチできましたら、また検討することになるかと思えます。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 間違いなくそういったニーズがあるのかなと思います。現状で今課長が説明されたような事業、また県が主体となって行っている事業等についても、お母さん方に対してこういった部分があるよというサポートが、橋渡し役が現状ではなかなか今、勝浦町にはおらない状況だと思うんです。こういった部分については、今後計画されている子育て交流支援センターでそういった情報提供もなされることとは思いますが、この勝浦町で住んでもらって子供を産んでもらって、またこれからの生活も営んでもらって、ずっと勝浦町に定住してもらうためにも、かゆいところに手の届くような行政支援というのはしていくべきなのかなと私自身思っております。

そういった中で、現状において国の制度なんですけれども、雇用保険に加入している人が通信講座等を受けた場合に、一般教育訓練とか専門実践教育訓練という部分が受けれる部分もあります。自治体によっては、このもともと国の支援制度にさらに上乘せして、その受講費の一部、また入学金の一部等を補助しているところがあるんで

す。この点に関しては、実際私自身まだまだ研究する部分もあるのかなと思っておりますし、担当課としても、もっともっと研究してほしいなっちゅう気持ちもございます。

あえて今回のこのパソコンという部分を、等の中でパソコンを強調したのも、これから徳島県自体がテレワークという部分を推進しておりまして、今後徳島県が「V S 東京」という名のもとで掲げているこれからの目標の中で、このテレワークを実施する事業所っていう部分を5カ年で100事業所までふやす計画にしております。また、子育てや介護を支援する在宅勤務制度、これは県庁で実証実験を今行っておりますけれども、これについても平成30年度を目標に実施する予定になっております。ということは、これからこのテレワーク、家で作業してお金を稼いでもらうということが少しずつ広がってくるのかなと。現に私の妻も先日出産いたしまして、私の勤めてる会社がたまたまインターネットで商売をしている会社であったのがちょうどよかったんですけれども、家でそういった仕事に従事して、もう今は復帰していますけれども、最初の一月ぐらいは家で作業をしておりました。そういった部分でしっかりと家での仕事に取り組める、また子育てしながら、ながらの活動ができるという部分においては、パソコンっていう部分はこれからは必須になってくるのかなと思います。特に、お母さん方は昔と違ってIT技術を駆使してさまざまな取り組みもされているようですし、少しの下支えでぐっと将来の選択肢が広がる可能性のある部分なのかなって私は感じております。

実際、このテレワークの導入に関しては県のほうで進められていることとは思いますけれども、今後この勝浦町の地方創生の部分において、また若い世代の希望をかなえる、子育てママがしっかりと勝浦町で住んでもらって社会復帰できるような道筋をつけるために、勝浦町でも政策展開できないのかなと私自身は望んでおりますけれども、そこらあたり副町長、もしイメージ的に勝浦町に当てはめる部分があれば、何かご答弁いただけたらいいかなと思いますけど、お願いします。

○議長（国清一治君） 福田副町長。

○副町長（福田輝記君） 県のほうも今、多様な働き方というような観点からテレワークの推進ということで、議員ご紹介いただきましたように民間企業100社というような目標を立ててやっております。

例えば、私個人的に思いますのは、2つに分ける考えがあると。1つは民間企業と我々のような公務員の職場、これは分けて考える必要があるだろうと。我々公務員の職場っていうのは、職務命令によって働いております。8時間が職務命令の時間ということで、実績を上げたらその間の部分は遊んでもいいというわけでもない。そういうものをどうするのかというようなこともあって、今、県では限られた職種に限って実証実験でさまざまな問題点があるのかないのかというのをやっております。

本町においても、行く行くは時代の流れとしてはテレワークというのを導入するような流れになっていこうかとは思いますが、まずは県とかほかの自治体がやっている実証実験、これをしっかりと見定めて、それから検討していきたいというふうに思っております。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） この点に関して、今ちょうど副町長のほうから公務員としてのテレワークのあり方の部分も触れられました。私ちょっと提案させてもらいたいですけれども、これからのこの勝浦町の子育てママがしっかりと子育てもしながら家で仕事をしたり、今後の社会復帰に向けてのスキルアップを図れる機会を設けたり、そういった部分を少しでも役場から実証していってもらうために、先ほど参事のほうにも少し話させてもらったんですけれども、現在産休また育休、今後産休に入られる課員の方もいらっしゃると思います。そういった方々のために、役場全体でそういったお母さん方をサポートできる仕組みづくりができないものか。その中で、特に今回はこのテレワークになるんですけれども、復帰半年前、何か月前をめどにテレワークという部分を導入して、ちょっとでも元の職場に復帰しやすいような環境を整えて、いざ産休明け、育休明けのときにスムーズに業務に戻って100%の力を発揮してもらえるような環境づくりっていうものは、役場から始めて、また広げていく。多分この徳島県におけるこの取り組みというのも、行政である程度実証して民間にもしっかりと広げていくっていう試み、思いというのが入っているのかなと私自身は感じました。

この点について、今後のことにもなります。私自身はできれば、子育てママのスキルアップのためのパソコン講座等を直接は実施できないかもしれませんが、そういった方々が通信講座また公開講座等を受けることが少しでも楽になるような補助金の制

度の創設や、また先ほど申しました役場の職員の方が産休また育休を復帰する過程において役場から何か新たな取り組みが始められないか。ここらあたりについて、この勝浦町のトップである町長のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） お母さん方の職場復帰をスムーズにというような話でございいます。

私もそうした専門的な知識を十分持っておりませんので、職場として、スムーズに職場復帰して即戦力になるような方法があれば、十分検討もしなければならないのかなという思いがいたしております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） この点に関しては、後で触れる行政改革の部分にもかかわってくる話と思います。やはり職員の一人一人がモチベーションを持って業務に取り組める、また目標を持ってさまざまな提案をしていく、こういった動きの中で、こういったことはほんまは自然発生的に生まれてくるものなのかなと私自身は思っております。今後、担当課を含めて役場のほうでもいろいろと考えていただいて、このお母さん方が少しでも、済みません、繰り返しになりますけれども、せっかく子供を安心して保育所に預けられる環境、また待機児童等もない、恵まれた勝浦町の環境を生かすためにも、またお母さんの能力をしっかりと社会に貢献できるような部分を生かすためにも、この制度の創出等を検討していただきたいなと思います。この辺についても私自身いろいろとまた研究してこの場で提案もさせていただきますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、補足のほうにはグローバルな人材育成を目指した短期留学制度の創設をという部分であります。

これについては、たまたま先日いろいろと過去の資料を見ている中で、議会だよりの創刊号というのを目にする機会がありました。その議会だよりの創刊号の神原元議員の一般質問でございましたけれども、短期の留学制度を創設してはという文言がございました。それをまたさらに偶然なんですけれども、そこで取り上げられていたのが私の妻の話でございました。それは、私の妻が中学校のときに民間の留学制度を活

用してアメリカのほうに夏休みに短期留学したことを踏まえて、町でもこういった取り組みができないかという趣旨の質問でございました。

これに関しては、グローバルという、私あえてここで造語を記させていただいておりますけれども、しっかりとローカル、地域の自然や歴史、また文化、またさまざまな取り組み等も勉強する中で、社会に出て、また世界に出て視野を広げる中で、勝浦町の今まで気づかんかったこととかを再発見できる、また子供にとったら将来の目標が広がる、さまざまな刺激的な時間を過ごせる機会になるのかなと私自身思っております。特にこの中学生ということは、多感な時期でもありますし、逆にさまざまなものを吸収しやすい年代でもあるのかなと思っております。もちろん、地域の教育、地域でのふるさとを学ぶことと合わせて、世界に向けて視野を広げるような機会を提供するのも一つの行政の役割なんかなと、教育委員会の役割なのかなと私自身考えております。

そうした私も実は中学校のときに、当時私の近所に住んでおりました殿川武男さんの計らいで、短期の台湾留学みたいなんに行かさせていただきました。なかなか私はそこで得られるもんは少なかったんですけど、短期過ぎて。私がここで言うているのは2週間から3週間、一月ぐらいをめぐりに海外に向けて短期留学して語学の勉強も含め、また他地域の文化、歴史の勉強というもんをしっかりとしてほしいなど、また将来的にはそこで得られたものを勝浦町に還元してほしいなど、そういった部分を期待しての今回の提案であります。

この点に関しまして、先ほども申しましたけれども、きめの細かな政策という部分を少しでも提供する中で、勝浦町で産み育て、また教育を受けさせて、子供を大人まで、また社会人として導いていく、そういった行政の役割の一つの中で、こういった取り組みをぜひともしていただけないかなと私の思いです。これにつきまして、先ほどから目が合っておりますので、教育長のほうより、現時点でのざっくりした感触でよろしいですので、ご答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 議員のほうから勝浦町の子供、年齢的には中学生を対象にして半月から1カ月ぐらいの留学制度はどうだろうというご提案をいただきました。賛否両方の答弁になろうかと思いますが、お聞きをいただければというふうに思いま



す。

地球規模での視野と、一方では草の根の地域での視点でさまざまな問題を捉えることができる人材育成の取り組みをすることにおいて、グローバリズムの考え方を導入するという事は極めて意義のあるものと共感をするとところでございます。国際社会に順応するには、英語力が不可欠でございます。その語学力をつける手段として留学制度を導入することは、現地体験という派生効果もあることから、議員のご提案のとおり、視野、見聞を含めることも合わせまして有効な手段の一つであると私も思っております。

一方では、将来の宝であります勝浦の子供を、たとえ短期間とはいえ、外国に派遣をするわけでございますから、保護者からもそして行政からも、もちろん学校からも目も手も届かないという大小、重軽、さまざまなリスクが発生することが予想されます。こういったリスクをどうヘッジしていくのか、また逆さまに項目によってはリスクをテイクしていくのか。こういった観点から、十分な事前調査と検討が必要でないかというふうに思われますが、行政といたしましては、あえてリスクをテイクする必要はないのではないかと考えております。

そういったことを意識しながら、一方では先ほど議員もおっしゃられておりましたグローバルの后者、ローカルにいかにかフィードバックをさせられるかといったところも含めて、既に取り組みをしておる自治体であったり、業者などから情報収集というのを行って調査・検討というのは取り組みするに値するのではなかろうかというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） ここで私が提案したいのは、中学生の学ぶ意欲というのをかき立てるためにも、生徒全員の対象じゃなしに、希望者を募ってその中から選抜して、数名程度を短期間派遣する、もちろん保護者の同意も含め本人の意欲を十分捉まえる中でこういった留学制度があってもいいのかなと私自身考えております。ちょうど隣町の上勝町においては、今年度からこういった短期の留学制度が始まっているみたいでございます。近隣市町村でいろいろと学ぶべきもの、研究できる部分があると思います。

先ほど教育長もおっしゃったように、民間では数多くのメニューがいろいろそろえられて、それに関しては金額もそれなりにかかってくるので、どこの家庭でもそれに対して手を挙げることはできないような状況なのかなと私自身思っております。誰でも公平にこういったチャンスを与えられるように、行政がこういった部分を提案することによって意欲のある子供を、仮に英語力の高い子供、家庭の事情に関係なくその生徒のやる気次第で将来の展望が少しでも広がるような可能性がつかれるならば、こういった部分もつくっていてもええのかなって私自身考えております。

これについては、県においても「T o k u s h i m a 英語村」という部分を県南のほうで実施しております。これについては、高校生を対象にして疑似留学体験ということで、その施設全体で英語のみでのいろんな取り組みをして、その中でコミュニケーションが図れたり、英語力がアップできるような取り組みを進めております。この点に関しては余り経費がかからんと実現できているのを見て、私自身高校生だったらああいうのに参加したかったなって思えるような事業でございました。そこは高校ということで、今後中学生の部分においても、県においてもこういった留学、また体験宿泊等の年間参加者も130人設けていくという数値的目標も掲げております。それと同時に、勝浦町でもこういった部分を進めていってほしいなと思います。

多感な時期に海外の空気を、また雰囲気味わうことで、また私ごとになりますけれども、私の妻なんかは英語もある程度しゃべれますし、ハネムーンに行ったときにはごっつい助けられました。さらに私以上に社会的感覚を持ち得た、また私が気づかないような視点で町の行政に関してもいろいろアドバイスをくれることもあります。こういった観点から、人材育成、また小学校、中学校の教育の観点からも、今後どんどん研究をしていってもらって、もし可能であればこの地方創生の今後の策定、改定の中で取り入れてもらえたらなと思います。これについては要望として現状ではとどめておきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、少し時間が押しておるようですので、淡々と行きたいと思います。

体力向上、健康増進を図るために、スポーツ指導員を配置してはどうかということでございます。

これについては、勝名地区でよい事例がありました。石井町において、幼少期の子供たちに外遊びを通して、走るとか投げる、跳ぶといった運動の基本形態をバランス

よく経験させるために、石井町では、現状では町単でこのスポーツ指導員を配置して、小学校また幼稚園、スポーツクラブ等で巡回体育指導をしております。以前は補助金で2人雇用しておりましたが、効果があったのか、その補助金が切れた後も町単独で、現状では1名ですけれども、スポーツ指導員を配置している現状でございます。

この勝浦町の体力測定結果、過去においても議場で質問された経緯がございます。全国平均よりは上ということではございましたけれども、全国平均自体が昔と比べて体力的に落ちてきている中で、全国平均より上だからいいという話でもないのかなと思います。そういった中で、そういった専門職を小学校また中学校、保育所に派遣することによって、勝浦町の勝浦中学校とか生小、横小、また保育所の先生方の負担もぐっと減るのではないのかなと思います。また、そういった指導員からいろいろな指導方法を学ぶことによって、その指導員がおられない部分において新たな取り組みも先生方も工夫されてできるのかなと私自身考えております。

この点に関して、今後K-F r i e n d sという部分がこれだけ町内に定着してきて、ますます活躍の場、また体力向上とか健康増進の部分において、体を動かすということがこれだけ認知されてきて、またみんなにも理解されてきている中で、私の考えでは、スポーツ指導員という部分をK-F r i e n d s等に配置をして、K-F r i e n d sでの指導をもとにさらにあいた時間で各小学校、中学校、保育所等へ派遣して、ちょっとでも子供の体力向上に向けた取り組みができないのかなという思いでございます。

だらだらと説明させていただきましたけれども、現状において勝浦町の取り組み、また今後私のこの提案においてできる部分、できない部分があると思いますけれども、教育長のほうからご答弁をいただけますか。お願いします。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 石井町の取り組み例を具体的にお示しをいただきながら、非常に参考になる取り組みや事案という形で聞かさせていただきました。ありがとうございます。

K-F r i e n d sに指導員を配置をして、K-F r i e n d sの本業に加えて、学校に子供たちの体力向上に向けて取り組みできないかというご提案でなかったかというふうに思います。

勝浦町におきましては、ご案内のとおりで現在、社会体育の一環といたしましてスポーツ振興法に基づいて体育指導員という位置づけでもってスポーツ推進委員、指導員じゃなくてスポーツ推進委員です、これを10名任命をいたしまして、競技種目ごとに実技指導であったり組織の育成、そしてスポーツに関する行事、事業に協力をいただいております。一方、学校教育におきますスポーツ指導員というのは、これはもう配置をしておらないというのはご承知のとおりでございます。

少し話は変わりますけれども、OECDによります中学校教員に関する調査であります、部活動などで課外活動の時間が日本は約7.7時間ということで、各国の平均と比較をすると、約3倍それに費やしておるといふ数字が公表をなされております。この多忙な教員への配慮とそれから子供たちの競技力の向上の双方を目指すスポーツ指導員の導入というのは、生徒のみならず、議員ご提案のとおり教員にとっても非常に有効な手段であると思っております。

なお、スポーツ指導員ではございませんが、中学校にはバスケットボール部に民間の方で長年コーチをしてついでにいらっしゃる方がございます。この方につきましては、中体連のバスケットボール部の認可を得まして、外部コーチとして登録をしていただき、公式の大会においてもベンチ入りができるという位置づけでご活躍をいただいております、指導をいただいております。

それから、これは中央、国政での情報でございますけれども、議員ご提案のスポーツ指導員に近い形で、(仮称)部活指導員の新設計画というのが現在中央教育審議会にて協議をされております。文科省としましては、来年の通常国会に関係法令の改正を目指しておるといふふうにご報道されているところでございます。部活指導員の位置づけは、スクールソーシャルワーカーであったり、スクールカウンセラーであったりといったところで、学校に必要な職員として置きたいというのが今中央のほうで協議をされておるところであります。

そういった動きの推移を見ながら、議員のご提案についてもしっかりと頭の中に入れて、今後の取り組みに生かしてまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長(国清一治君) 5番議員。

○5番（松田貴志君） ありがとうございます。ちょうど私も触れようと思っていた部活指導員の点について触れていただきました。私自身も、外部コーチとして勝浦中学校のバスケットボール部の引率、また試合へのベンチ入り等もした経験があります。しかしながら、外部指導員というのは権限が限られておりますし、やはり随行の先生の負担というものは減ってこないんです。そこらあたりを踏まえての今度国において部活指導員という新たなポストが新設される方向で話が進んでいるのも、私自身も認識しております。こういったことも含めて、できればこういった指導員を配置する部分においても、この地方創生の部分に乗っかっていけるんじゃないのかなと私自身思っておりますので、少しでも実現できるようにまた研究をしていってほしいなと思います。これにおいてかなりの部分、学校の先生の負担も減るし、また子供の体力向上に寄与できるのかなって私自身も考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、少しでも勝浦町を安心・安全で、また住みよい町にする中で、先ほどの一般質問にもありましたように、通学路の安全対策という部分をこれからも引き続き取り組んでいくべきなのかなと思います。ここでは、私自身の思いとしては、子供の命を守るっていう部分においてしっかりとしたメッセージを出すことによって周辺住民、また通勤、通学でここを利用しているマイカー通勤者の方等においても啓発活動等もできるのではないかなと思います。この点については、具体的にいろいろ提案していこうと思っておりましたけれども、要点だけを質問させていただきたいと思えます。

ここでにおいては、先ほど松下議員も触れられておりましたけれども、生比奈小学校区の中角から西岡にかけて、また横瀬校区の久国から横瀬周辺にかけての部分においては、歩道の整備もされておらない。この点については、危険な部分は全員が共有している部分だと思います。一日も早く改善に向けて取り組むべき問題ですが、抜本的な改革といえどももちろん歩道の整備というのが一番に上がってきますが、これについてはなかなか一朝一夕に進む話ではありません。だったら、まずできることから始めるということで、先ほど教育長のほうも啓発活動とか見守り隊の方々の引き続きの努力とか、そこらあたりにすぎる部分しかないのかなと現状では思うんですけれども、あるデータによりますと、時速30キロを超えたら事故したときの死亡率が一気に上がる

ということがあるそうです。

ここで私が提案したいのは、その狭隘部分、歩道が整備されていない部分において、こういったスピードの抑制という部分を具体的にできるものなのか、できないものなのか。これについては住民課なのかな、どこなのかな、速度規制というのが具体的に可能なのかどうかという部分を聞いたかったんですけど、お答えいただけますか。

○議長（国清一治君） 住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） お答えをいたします。

地元からのご要望があれば、小松島警察署を通じて県の公安委員会にかけることが可能と聞いております。しかし、通行量や速度の調査、それから地元からの請願等が必要となってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） あわせまして、多分以前議会においても提案があったのかもしれないけれども、従来の歩道部分へのカラー舗装の実施、さらに路面等へのでこぼこしておるやつをしたり、そういったいろいろな取り組みが可能だと思うんです。こういったことを全町を上げて取り組めるような組織つちゅうものをつくって、住民が共通認識のもとで子供の命を守るつちゅう観点から、何か取り組んでいけないのかなと、また県に対しても強い要望をしていけないのかなって私自身考えております。

この点について今後、私自身はそういった関係機関が寄って、勝浦役場においても多分住民課、さらに建設課、あとは教育委員会等さまざまな部門に分かれている、こういった通学路の規制に対する強化策とか、そういった部分を町を上げてすることができないか、またそういった組織がつかれないかという部分において、もし町として今後そういったお考えがあるかどうかも含めてお答えいただければいいかなと思います。

○議長（国清一治君） 福田副町長。

○副町長（福田輝記君） ご提案のとおり子供さんの命を守るというのは、これこそ町を上げて取り組んでいかなければいけないというようなこととは思っております。その方策として、いろいろ交通規制であるとか、あと路面のスピード加速防止の措置

とか、これは一部では周辺住民が相当ふだんからこれをすることによって音がうるさいというようなことで、周辺の方のご理解というものも必要になってこようかというようなこともございます。ごらんのとおり子供の通学路の安全ということについては、役場においてもさまざまな部局にまたがっておるといようなことでございますので、一回庁内でそれぞれ担当が一応集まって、どういような問題があつて、どういことができるのか、できないのかというについては一度研究をしてみる必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 今副町長さんが言われたように、多分それぞれの部門において課題もたくさんあると思います。その中で一つでも前進していければいいのかなと思いますので、ぜひとも全町上げての、また理事者全体での情報共有また問題意識の共有、今後の課題への対策等を進めていってほしいなと思います。先ほど教育長さんも引き続きいろいろこの交通安全対策には取り組んでいくという部分もございました。また、具体的にいろいろできることってあると思うんです。そういった部分も、教育委員会も含めて研究していってほしいなと思います。

済みません、走り走りになります。

それでは続きまして、救急消防体制についてのことであります。

これについては、今回の総合戦略の個性豊かで魅力ある安全な「まち」をつくるという中で、常備消防の整備という部分も取り上げられております。勝浦町で安心して、また安全に暮らしていくためにも、この常備消防の整備というのは一日でも早くすべきなのかなと、また住民の方もそのように思っているのかなと思います。この点についての現状、また今後の取り組み等わかれば参事のほうよりご答弁お願いいたします。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） お答えします。

昨年から協議してきました消防の常備化につきましては、小松島から現在の小松島消防署の体制では勝浦町の消防事務を受けられないということで、一旦断念することになりました。このことを受けまして、単独消防、単独常備という選択もございましたけれども、本町のような小さな町では、火災、それから救急出動の回数が大変少ない

ということから、費用対効果の面、それから将来的な財政負担、こういうことから大変大きな障害がございますので、やはりこれからも広域による消防体制を検討していくべき、目指すべきと考えております。

しかしながら、一方では、緊急を要するのは救急救命業務であります。早急な対応がまとめられておりますので、常備化消防を待たずして、先行して救急救命士が同乗でき、医療行為ができる体制をできるだけ早くつくっていきたいというふうに考えております。今、広域救急救命サービスが救急救命法によってできる方向を模索しております。今進めておりますので、今の段階では詳しいことは決められませんし、申し上げられませんが、一応そういう救命法に基づいた対処というか体制がございますので、それを研究してまいりたいと思っております。そういうふうな体制をつくりながら、最終的には住民の命と健康を守るための常備化は当然不可欠でございますので、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 救急救命士が同乗できて、もしものときに命が救われることができるような体制を今つくろうという方向で進めていっているようです。本来ならば、救急また消防に関しても、常備化を一日でも早く進めるべきですけれども、こと今に至ってはやはり住民の要望の強い救急車の整備というものを少しでも進める方向というのは、私自身いたし方ないのかなと思っております。これについては、今のところ救われるべき命、また救える命が惜しくも最悪の結果にならなかった、たまたまならなかった現状ではいいんですけれども、これがもし不幸なことに、そういった命が失われることがないように、一日でも早く全町を上げてそういった部分の実現できるように取り組んでほしいなと思います。また同時に、参事のほうからも説明がありましたように、やはりコストの面からも考えたら、広域行政というのは選択肢から外せないし、それを追求していくべきだとも私は思っております。その点に関しても、今後町長を先頭に進めていってほしいなと思いますので、頑張ってください。それしか言えませんので、また議会としても協力させていただきます。

それでは続きまして、勝浦町の情報発信という部分について、先ほど仙才議員さんのほうからも質問がありました。先ほどの答弁で町長は、子育て施策についても誇れるような、他町と比較してもすぐれているような部分というのを認識しております



が、私も認識しております。こういった部分は、なかなか町外の方に向けて知れ渡られるような状況になっていないんです。何かイメージなんやけど、阿南市とか石井町とかの部分でそういった子育て施策が充実しとるとか、そういった話を聞くんです。私は説明できますけれども、これだけ充実しとるといものを他町村にアピールせんかったら、なかなか町外から興味を持って見てもらう機会もできませんし、やはりわかりやすい情報発信という部分を追求していくべきなのかなと思います。

先ほど仙才議員からフェイスブック等の活用については話がありました。実際、フェイスブックの有効性というものを私自身活用してますので、認識はしておりますけれども、私が今回提案させていただきますのは、フェイスブックも含めた、SNSを使った情報発信、それをどのように進めていくかという部分において、勝浦町のサポーターという方々を募ってさまざまな視点で、またさまざまなツールでこの勝浦町の魅力をPRできないかなと。具体的に言えば、ある程度フェイスブックで言えば、多くの友達がいったり、さらにツイッターで言えば多くのフォロワーがいったり、そういった方々、また発信力の強い方々を、有給でも構いません、もちろんボランティアにこしたことはないんですけど、そういったサポーターを募って具体的に勝浦町のここをPRしてくださいという部分もみんな情報共有の中で、発信していくべきなのかなと思ってます。

さらに、ここで言いたいのは、今町が発行している広報紙があります。また、ホームページがあります。そこらあたり、広報紙というのは家の人は見るけど、その息子さんとなかなか目を通さんのかなって思いますし、ホームページについては逆に高齢の方は見ない。若い人もなかなか見に来るような仕掛けがないので、今のところ見てないのかなって。さらに、必要な情報がなかなかそろってないので、見に来てもらっても、結局は直接窓口に行って聞かないかんのかな、電話して聞かないかんような状況になっています。

こういった勝浦町の情報を少しでも必要なときに取り入れられるような仕組みというものを今後つくっていくべきだと思いますし、この点に関しては、今後創設されることになっている（仮称）地域活性化センターというところでいろいろ取り組まれるかなと思っておりますけれども、現状で先ほど仙才議員のほうに答弁した以外の部分で、新たに勝浦町として取り組もうとしている部分がもしあれば、参事のほうよりお答え

をお願いします。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） SNSなど利用する方法について、サポーターに今ご意見をいただいたらということでございますけど、前段ご説明もいたしましたとおりになかなか体制づくりができないということで、今まだそういう状況ではございません。

ただ、今回地方創生ということで、その中で今も議員さんがおっしゃられましたとおり、特に観光交流の人口をふやすということで、地域活性化センター、仮称ですけども、こういったことも整備することにしております。その職員の中に、常勤でITC、情報通信にたけた方を採用できれば採用して、勝浦町の魅力をPRしていきたいというふうに考えております。これから特に地方創生事業を推進しておりますけども、これからの事業とお考えいただきたいと思っておりますけども、町の魅力、それから紹介することが大変重要だと思っておりますので、勝浦町のプロモーションビデオ、こういうことを作成してみたり、町の子育て、それから移住、定住の優位なところ、勝浦町がちょっとすぐれているようなところを発信していきたいと、こういうことを作成なり計画をして、今後それを町内外に発信していきたいというようなことも計画しておりますので、次々地方創生計画を立てて実行していかなければいけませんので、その中でそういうことを実行していきたいというふうに考えています。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） この地方創生の中で、勝浦町ってええところよって、住んでみいへんでってみんなにPRできるだけのものが既にあると思うんです。これからは、それをどうやって町外の人に伝えていくか、また町内に住んでいる人にも勝浦町の魅力を改めて再発見してもらえるかという部分について骨を折っていくべきなのかなと私自身思っております。

今後、町長が先頭になって、こういった発信という部分で、町長現状ではホームページのほうで一つ左上のほうに町長の動静というような形で載せられておりますけれども、せっかくなんで町長が発信していくべきなのかなって、それだけのものをしてるって私自身も思いますし、逆にもったいないなってしまうんです。そこらあたり、町長の今後の意気込みというか、もし可能ならば、何かの手段においてそういった部分

を発信していただけないのかなと、これは私のお願いなんですけれども、ご意見あればお願いいたします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） きょうの一般質問の中でも、情報発信というのは必要性の高いというようなことを申し上げましたところでもございます。松田議員とは子育て中の最前線で頑張ってる方でございますので、年代差っていうのはございますけれども、ホームページに中でも町長の動きというのがあるんですけども、なかなか意気込みがあるうちは続くんですけども、すぐまた何かの感じととまったりしながらやっております。そんなことで、やっぱり見ていただいている方からも、出せばそれなりの反応はあるというところでもございます。ご指摘いただいたようなことでございますので、情報発信につきましてもインパクトが私が強いのであれば、大いに発信をしていきたいなという思いでおります。ありがとうございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 何よりも町長の発信力というものが、これからの地方創生を推進していくに当たって、重要な項目の一つになってくるのではないのかなって私自身感じております。今後の努力というか取り組みに期待したいと思います。

前回に引き続いてなんですけれども、前回の一般質問でも少し触れました勝浦町の行財政改革推進プランについてであります。

今回の推進プラン、今年度で終了、また新たに推進プランが策定されると思いますけれども、ここでこの5カ年の進捗状況を全てにおいて点検したら時間が足りませんので、抜粋して質問をしていきたいと思います。

まず、1つとして、これから協働のまちづくりを進める上で、行政の役割を見直して、行政がせないかん部分っていうのを効率化また重点化していくべきではないのかなって私は考えております。その中で、以前の行政改革の推進プランにはありましたけれども、やはり民間委託等も考えていくべき。現状において、ある程度そこらあたりも踏まえて実施している部分もあるのかなと思います。この役割見直しの部分について、現状のこの改革推進プランにおいて町として取り組んできた実績、成果についてお答えいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 前の推進プランの中に、協働という取り組みがございます。私どもが考えておりますのは、この協働推進するに当たりましては行政の情報公開、これをしっかりやって、あと民間と行政との役割分担はきちんと積極的に進める必要があるというようなことで取り組んでまいりました。

ご存じのとおり、平成20年度に行革の取り組みとしまして指定管理者制度、これを導入いたしまして、今言いました行政の簡素化や効率化、そして民間の雇用、こういうことが創出を図れるだろうということで取り組んできております。これは一応、いろんな指定管理者が育ってまいりましたし、今施設の管理をしていただいておりますので、十分効果があったかと思っておりますので、引き続きこの分については取り組みを続けていきたいと思っております。

一つ思っておりますのは、十分でなかったと思っておりますのは、まだこれからいろいろ行政から民間に移せるものがございますけれども、民間側のほうがなかなか育っていないと。こういう言い方をしたら失礼なんですけれども、委託する業者がなかなかできてこなかったというのが一つの行政の責任でもなかったかと思っております。

今後人口も減っていきますし、大変な時期になってまいりますけれども、こういう行政の、民間でできるところは民間に業務を渡して行って、そして活性化を図っていければ、お互いに共存していけるのかなと思っておりますので、そういう取り組みを今後も積極的に進めていきたいなと考えております。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 今参事のほうも触れられましたけれども、多分直近の指定管理者の公募の段階において、道の駅なんですけれども、1団体しか応募がなかった。それもそういった協働のまちづくりを担えるような住民組織が育っていなかったという部分、しっかりと認識もされておられるのかなと私自身思いました。これからのことを考えますと、そういったまちづくりの団体がしっかりと法人化されて、そういった行政のかわりを担えるような、また組織もしっかりした、また若い人が多くを占めている、そういったまちづくりの団体も今後引き続き育てていく、育つような土壌をつくっていくのも行政の役割なのかなと思っておりますので、これについても今後とも引き続きこの役割の見直しという部分については進めていってほしいなと思っております。

次に行きます。

この次は、人事制度の見直しという点でございます。

これについては、町長も以前から関心も寄せておられます。実際私が見る限り、この人事制度の見直しという部分、現状においてこの5年間進んだようには思えないのです。具体的な取り組み、また今後の方針等あればお答えいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 地方分権という言葉が言われるようになって久しくなるんですけれども、今の自治体の役割の増大ですとか、それから住民のニーズの高度化、多様化、それから厳しい財政状況とか行革による職員の減、こういうことが重なりまして、職員には大変高い能力が必要になってきております。

平成26年度は、2年前なんですけど、地方公務員法が改正されまして、前は勤務評定という形で職員の評価がなされておりましたけれども、今の法律が変わりまして、来年度からは人事評価制度が導入されることとなります。この人事評価制度は、職員が業務執行に当たりまして発揮した能力、それから上げた業績、これを把握した上で行われる勤務成績の評価でございます。組織全体で意識改革に取り組み、職員の能力が十分発揮できるような取り組みを行いまして、適材適所の人事配置や職員の育成、人材育成にも努めていきたいというのが趣旨でございます。

今取り組みといたしましては、来年の4月からということですので、今課長会等で一応の概要を説明させていただいて、これから職員の研修、評価される職員もそうですし、評価する側の管理職の側の、被評価者の研修もしていくということで、年度いっぱい、当然条例改正もございますので、それも含めて年度内に整備をして、来年の4月1日から実施ができるように準備を進めていきたいと考えてます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） これについては、職員のやる気をそぐことのないように、また若手職員でも頑張ったら頑張っただけの待遇もしくは報酬に反映されるというモチベーションを高めるためにも実施していくべきなのかなと思います。さらに、この評価というのは難しいもので、なかなか今まで手をつけられなかったのも、絶対評価にするのか相対評価にするのか、そこらあたりのバランスも難しいのかなと思います。今後ある程度国からの指導に準じたような形での評価制度になることとは思いますけれども、やはり特に若手職員がしっかりと意欲を持って働けるような仕組みづくりと

いう部分もある程度念頭に置いてもらって、今後の制度設計の部分に反映していただきたいと思いますので、これについては要望させていただきます。

それでは、最後になりました。これは以前からも他の議員、また私もずっと言うてきましたが、自ら考え自ら実践する地域づくり基金を活用して職員の政策立案能力を強化してもらえませんかという部分でございます。

この基金について、基金の原資というのをちょっと面倒ではございますけれども改めて説明をいただけますか。

○議長（国清一治君） 何をどう積み立てたかという。

伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） これは、昔竹下内閣のときのふるさと創生、ざっくり言いますとその残り、それと平成16、17年度であったと思いますけれども、職員が給与カットした部分がございます。その積み上げとあとが一部、1億円ということにするために一般財源を入れて、その金額にして積み立てたという経過でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） ありがとうございます。あえてもう一度説明をしていただきました。

後段の職員の給与カットでこの基金の一部が賄われているということは、職員自身もこの基金の利用という部分については少し意識もされているのかなと私自身感じております。実際、過去に人件費のカット部分においてこの基金を積み立てたならば、みずからがカットした部分をこれからのまちづくりに生かす、またその夢の持てるまちづくりを実行するに当たって、その財源を利用して職員がゼロから作り上げた事業において、町の将来が少しでもいい方向にいけるような事業を推進していただけないか、利用できないかという今回の趣旨でございます。

特に、この職員の政策立案能力という部分においては、なかなか研修に行けるような現状でもございません。また、今回の地方創生総合戦略の中で、若手職員に集ってもらって、何かしらこれからの総合戦略に反映できるようなアイデア、政策が出てきたかという部分においては、残念ながら今回の総合戦略の中には一つたりとも組み入れられていないと私は認識しております。この組み入れられていないということに

関して、やはり若手職員の中にも思いのある職員が多くおります。その職員が少しでもそういった提案をする機会、またその提案をしてどれだけの効果を導き出すという部分の、政策をゼロからつくっていくような機会を今後ともつくるためにも、さらに地域づくり基金を原資としてそういった今後のプロジェクトに関しての部分に充てられないかなと思います。

残念ながら今回の総合戦略には、そういった若手の職員の意見は反映されませんでした。多分、語弊があるかもしれませんが、採択されるような部分が出てこなかったのかな、またいいアイデアは出てきたけど、なかなか実現可能性が低かったのかな、いろいろ捉えられることができます。そこらあたりにおいて、今後さらに職員の能力向上のため、また意欲の向上のためにもこの基金というのを有効活用してほしいなって私は思っております。職員にとったら、要らんこと言わんでええって思われやしれんけど、せっかくこうやって積み立てたお金なんで、今後の町のために有効に使ってもらえるように町のほうで考えていただけませんか。町長のほうからご答弁をお願いいたします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 基金を活用して企画立案能力を高めたらというような質問でございます。

議員からおっしゃっていただきましたように、自ら考え自ら実践する地域づくりの基金につきましては、今後5年間の地域創生の事業の財源として有効に活用していきたいというようにいたしております。特に、今回の戦略の策定過程におきましては、役場の若手の職員も参画をしてもらって、意見を聞く会をつくっておりました。そんなことで、議員からご指摘をいただきましたように、これから役場の職員にとりましては政策立案能力が強く求められておまして、国の総合地方創生事業でも、地方のやる気、勝浦版の総合戦略でなければという思いでございます。そのためにも、政策の立案能力がなければ、とてもそうした施策ができるわけではございません。今後とも、研修期間もございまして、県庁にも職員を派遣という形で行っております。そうした高い能力のあるところにも職員を派遣をしながら、政策議論をしながら、特に若い職員の能力向上を図ることによって、勝浦のレベルアップ、そしてひいては住民のサービス向上につなげていきたいというように考えておりますので、ご指導のほどお願いを

申し上げます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） ありがとうございます。

今の町長の意欲がどのように職員に理解されているのか、少し不安にはなりますが、やはり役場の職員が変われば町の雰囲気も変わるのかなど。町の職員が頑張って汗をかいている、また住民に寄り添っている姿勢というのが感じられれば、住民の方もほな自分やも頑張らなあかんでないかって思えるんでないかなって私自身感じておりますので、今後ともこの部分については一日一日大事に住民に対してしっかりと情報発信をする中で、住民に寄り添って、また将来の勝浦町を見据えた中での職員の能力アップという部分も考えていってほしいなと思います。

以上で終わります。

○議長（国清一治君） 以上で5番議員松田貴志君の一般質問は終了いたしました。

議事の日程により、休憩いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（国清一治君） 再開いたします。

休憩前に引き続いて会議を開きます。

8番森本守君の一般質問を許可します。

森本守君。

○8番（森本 守君） 議長の許可を得ましたので、ただいまから平成27年度みかん会議、森本守の一般質問を始めさせていただきます。

初めに、先日世界で恐れられた13日の金曜日、日本では14日まで何事もなく平和に過ごせたと思っておりましたが、フランスの首都パリでは同時テロが再び発生し、多くの犠牲者を出してしまいました。日本も海外で戦争ができる国になった今、日本でテロの標的に遭うことも予想されます。また、戦争に巻き込まれる可能性もあるのではないかと心配するところでもあります。

今、勝浦町においては、町政60周年記念事業の町民祭やトラック市、夜には花火大会が行われ、すばらしいスターマインを見ることができました。何と平和な町である



のかと感謝しながら、今回質問をしていきたいと思います。

まず、1番目の町政60周年記念行事、町民体育大会についての総括を教育長のほうからお願いいたします。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 朝の仙才議員の一般質問の中でも話題に上げていただきました、11月3日に開催をいたしました町民体育大会の総括をということでございます。

大会開催後の実行委員会というのを来週12月2日の水曜日に予定をしております、組織としての総括がまだ終わっておりません。そういったことから、所管部としてのコメントとさせていただければと思いますので、ご理解をください。

まず、大会に対します自己評価でございます。

平成18年以来、9年ぶりの開催でございました。開催に至りましたのは、近年地域や町内におけるコミュニケーション不足が生じているのでなかろうかという声が上がリ、町政60周年の機会を捉え、1つは幅広い世代に楽しくスポーツに親しめる環境づくり、あわせて2点目といたしまして地域コミュニティーを高める場所の提供という2つを目指したものでございました。このことから、立ち上げました実行委員会においては、プログラムのボリュームや内容につきまして、また各種団体への過度の負担回避などにつきまして随分とご配慮をいただき、またご協力をいただいたところでございます。しかし、一番の不安材料は、町民の皆さんの参集、競技参加がいかほどになるのか、にぎわいは、人数に関するところでございました。

まず、開催日を50年近く町民の皆さんがなれ親しみ、天候も比較的安定をしておるという11月3日に設定をいたしましたものの、小・中学生はそのほとんどがなじみがなく、近年町外から嫁がれたり転入をなされた住民の方々も、町民体育大会という行事を存じてくれないという前提がございました。

しかしながら、お天気はもとより、町民の約2割に該当いたします1,000名前後の方々のご参加をいただき、入場門では、一部のプログラムにおきまして出場者制限をさせていただくといったほどのにぎわいのうちに無事終了することができました。このことから、所期の目的でありますコミュニケーションと、それから町民の集いということとはしっかりと達成できたものではなかろうかと認識をしておるところでございます。

ます。これには、実行委員の皆さんはもとより、区長会の方々、婦人会を初めとする各種団体の皆さん、体育協会のOBの方やスポーツ少年団、そして交通安全協会、両分会の会員の方々、さらにはここにおいでます議員各位の深いご理解とご協力のたまものであると感謝をいたしておるところでございます。ありがとうございました。

また、わずかではありますけれども、競技用品であったり、賞品であったり、またお弁当であったりといったものの調達におきましては、勝浦町のGDP向上に寄与させていただいたのではなかろうかと思っておるところでもございます。

次に、課題についてでございます。

実行委員会、業務委託先でありますK-F r i e n d s、教育委員会、それぞれの役割分担を早くに明瞭にできなかったこと、このことから準備が停滞をし、ご心配をおかけすることとなりました。また、競技種目の中には実施時間が予定より多く費やしたもののや、全体の流れの中でプログラム順序を入れかえさせていただいたことから、繰り上げて出場いただいた種目に選手選考をされておりました方がございます。この出場予定であった方が、急遽の呼び出しや出場となったことなどがございました。いずれにいたしましても、来週12月2日に開催予定の実行委員会におきましてしっかりと精査をし、今後に向けての検討材料といたすところでございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） ありがとうございました。

私も思います。1,000人という人たちが久々に運動場に集まると、大変この催しを計画したK-F r i e n d sまた教育委員会と陸協、体協、安全協会等、いろいろな団体の方々の本当に苦労があったと感謝しております。

当日は知事もお昼のマラソンに合わせて駆けつけて、一緒に走ったということでありました。本当に町を上げてでなしに県も上げてっていうようなところがあったと思います。

そこで、私もいろいろこの計画とか実行に当たって、いろいろな人から聞いたことを今後の課題として残して、参考になったらと思います。

まず、開会式の時間がちょっと長過ぎたのではないかと思う点。

それから、来賓の数が私から見たらちょっと多過ぎたのではないかと思います。

それと、出場する種目と各地区から出された出場カードとをもってその種目に出ていくわけですが、やはり早いところしか出られないということで、ちょっと出おくれたところは何回行ってもおくれおくれになって、なかなか出られなかったということを知っています。

それから、交通安全協会の方が交通整理をしていただいたんですけども、その統制が、ガードマンとの統制が割ととれていないようで大変だったということを知りました。

それと、計画に当たって入退場門についてドーム型の入退場門が必要か必要でないかというようなことがあったように聞きますが、その点について教育長はどう思っていますか。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 今、議員のほうから5点ほど課題というふうなところでいただきました。先ほどご案内いたしましたとおり、来週の実行委員会の中で議員からいただいた課題というのを皆さん方にご披露申し上げ、しっかりと精査をしたいというふうに思っているところでございます。個々については、いかがいたしましょうか。

○議長（国清一治君） 入退場門だけだろう。

○教育長（椎野和幸君） 入退場門のアーチということで、冒頭の開会式の時間が長いと、それから来賓の数がというお話と関連しようかと思いますが、9年ぶりの開催というところで、表彰者の方々の招きであったり、来賓の方の招きであったりといったのとあわせて、少し欲張った感がございました。そういった面で、入退場門につきましても、インパクトのあるものというところで準備をさせていただきました。これも60周年記念の行事というところがあればこそその準備でございまして、方向性は出ておりませんが今後引き続いてということになれば、そのときには当然対応は変わってこようというふうに思っています。

以上です。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） 今の答弁によりまして、もし来年からする場合はこれも考えるということでもあります。

続いて、町長にお伺いいたします。

この盛大に行われた町民体育大会、来年は引き続き普通の町民体育大会としてやっていくのか、また何十周年記念という式典の中に入れていくのか、検討していただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 町民体育大会におきましては、先ほど来教育長が詳しく答弁しましたので、もう重複しないようにというようなことでございます。

ちょうど9年前といいましたら、私が町長になった平成18年に1回しまして、その後国民文化祭がございました。また、建てかえもございました。いろんな要因をもちまして、9年ぶりの開催となったわけでもございまして、決断しましたけども、やはり一番心配しておったのは、本当に町民の方が受け入れてくれるのかな、多くの方が来ていただいたということがまず私にとりましては最大の喜びでもございますし、またあわせて天気もよかったと。それもありますし、特に3つ目といたしましては、町民の皆様方がよかったと、9年ぶりというようなこともございましたけれども、よかったと、楽しかったと、いろんな人に会えたというようないろいろな話もたくさんいただきました。こうしたことを受けまして、私自身思うところはございます。

しかしながら、大会運営をしていただきまして、いろいろと細にわたっていろんな方からお話を聞く機会といたしまして、先ほど来ございましたように、実行委員会の皆様方、そして地域におきましては区長さん初め、関係者の皆様方の苦労も多々ございます。そうしたことの意見も聞きながら、祭日がいいのか、また日曜日がいいのかといった議論もしていただきまして、いろんなところから議論の結果におきまして十分尊重させていただきまして、私としてはことしは成功裏に終わったのではないかと考えておるところでございます。いろいろとご配慮いただきましてありがとうございました。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） 町長も大分うれしく思っておるようでございます。できるなら、また引き続き町民祭もやっていたらなと私も考えております。

次に参ります。

2番目のマイナンバー制度でございます。

まず、住民課長にお伺いいたします。

今、各家庭に郵送されておりますが、郵送に対しての問題点はなかったのかお伺いいたします。

○議長（国清一治君） 住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） お答えします。

新聞などで報道されておりますような誤った誤配送等の問題は、今のところ報告されておられません。

○議長（国清一治君） 8 番議員。

○8 番（森本 守君） それでは、郵送された書類が返ってきたというような書類はどのくらいあったわけですか。

○議長（国清一治君） 住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） ご答弁申し上げます。

通知カードの返戻数、戻ってきた数でございますが、本日郵便局から戻ってきた分も含めて合計で136通でございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 8 番議員。

○8 番（森本 守君） 戻ってきたカードは、また住民課のほうから送るのですか、それとも取りに来た人だけに渡すわけですか。どんなになるんですか。

○議長（国清一治君） 住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 取りにおいでいただく方がありましたらお渡しもしますし、住民課のほうでお送り先がわかるところへはお送りもするようにしております。

○議長（国清一治君） 8 番議員。

○8 番（森本 守君） 送り先のわかるところは送るということで承知しております。

次に、参事にお伺いいたします。

このマイナンバーカードでセキュリティーが心配されている人が大変多いのではございますが、そのような点について参事はどのように考えておりますか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） セキュリティー対策でございますけれども、前に予算のときにも若干ご説明いたしましたけれども、国においては個人情報の取り扱い、漏えいの防止につきまして専用回線を設けております。日本に2カ所、東と西のほうですけれども、西日本は1カ所でございますけれども、中間サーバー、プラットフォームというものを設置いたしましたして、データ管理対策を講ずることといたしております。当然データをそのプラットフォームに移行するわけで、この任は町の職員がそれぞれのデータにかかわりますので、この個人情報の取り扱いにつきましては、職員に厳重な運用と管理体制を構築をしていく必要があると考えております。この点につきましては、これからですけれども、今研修もやっておりますけれども、再度研修等を繰り返して住民の周知徹底を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） 住民課長にお伺いいたします。

個人番号のカード申請に当たっては、ずっと町の広報紙で公表されてきましたが、やはりまだわからない人がいっぱいおるように聞いております。その人に対する対応についてはどのように考えておりますか。

○議長（国清一治君） 住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 今も議員からお話がありましたように、本町の広報紙であります広報かつらの9月号から毎月掲載をしております。また、12月の広報にも再度掲載をして周知をするようにしております。

それから、窓口のほうとかにパンフレットで、このようなよくわかるマイナンバー制度というふうな小冊子も用意しましてお配りするようにしております。現在、1日に二、三件ぐらいお電話とか窓口での問い合わせを受けるという報告は聞いております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） 今も毎日二、三人の人が説明を聞きに来るといように伺いました。

広報で知らせただけではなかなか読んでくれなければわからないところがあります

ので、説明会のようなものを開いてはどうかと私は考えるんですが、どのように思いますか。住民課長お願いいたします。

○議長（国清一治君） 住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 答弁を申し上げます。

先ほど参事のほうからもございましたが、個人番号通知カードに関することはフリーダイヤルのコールセンターも設置されていますので、そちらにお問い合わせをしていただきたいというふうな周知もしたいと思います。

また、一般的に振り込め詐欺とかではないのではございますが、老人会等を通じて被害に遭わないようなお話をするように要請とかはしたりしようとは思っておりますが、住民課としてただいまのところ説明会を開催するような予定はしておりません。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） お年寄り等に振り込め詐欺のようなことにならないように指導していくということで了解しております。

参事にお伺いいたします。

カードを扱う事務職の人たちや、また管理に対していろいろな罰則があるようで、中小の企業の担当者は非常に不安を持っております。カードの提出を求められても、出さない場合は不利になるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今通知カードが郵送されております。これの中に、申請書がございます、それによって個人番号カードというのが発行されることになっております。その際には当然身分を特定するために顔写真をつけて申請しなければならないということになっております。この申請につきましてはご本人の、国においてはできるだけ推奨するよという事で通知されておりますけれども、特に必要のない方、免許証等で身分が証明できる方については無理に申請をする必要はないと考えております。当然罰則規定もございません。罰則規定につきましては、職員でありますとか町から委託を受けた業者さん、こういう方が個人情報を、マイナンバーは特に特定個人情報と申しますけれども、その個人情報を漏えいしたときに当然罰則規定はございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 8 番議員。

○8 番（森本 守君） 扱う人は大変であろうかと思えます。

次に参ります。

3 番目の介護保険制度について質問していきます。

まず、福祉課長にお伺いいたします。

制度改革により、全国では廃業したり縮小したりするところがあるように聞いております。勝浦町の介護施設についてはそういうことはあるのでしょうか、ないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（国清一治君） 福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） ご質問の今年度介護保険制度改正に伴う介護報酬のマイナス改定に関するご質問だと思います。

このマイナス改定によりまして、収益減によります事業所の経営が困難となり、規模縮小や廃止となる老人介護施設に関する事案でございますが、本町の特別養護老人ホーム施設では、4 月以降収益の大幅な減やそれに伴う人員整理の話は出ておりません。また、本町に住所を有し町外の施設に入所している住民の方が利用する施設が廃業となって入居者が行き場を失ったという報告も、現在は聞いておりません。

以上です。

○議長（国清一治君） 8 番議員。

○8 番（森本 守君） 入所者は現在のところ異常がないということでございますが、私薄々聞いたんでありますが、ケアマネジャーというんですか、在宅介護をしている方々の中に、そういう職業をしている方々に負担がかかっているのではないかとと思われるようなことが耳に入ったので、その点について心配ないかをお伺いいたします。

○議長（国清一治君） 福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 包括支援センターのほうで何かご意見が出たということでございますね。

高齢者の巡回事業というのがございまして、現在包括支援センターに業務委託しております。要介護者や相談者への自宅訪問に係る業務でございますが、これは町が単



独で実施して委託料を支払っておるものでございまして、今回の制度改正の影響ではないと思います。

また、このたびの改正内容は、介護福祉士と職場のほうの処遇改善部分については離職防止のためむしろプラス要素の改定となって、平均でのマイナス改定というふうになっておりますので、お尋ねの質問のきっかけとなった事案については今のところこの改正の影響ではないかと思えますけれども、毎月定期的に包括支援センターの職員も含めるケア会議というのを開催しておりますので、事情はまたゆっくり聞いておきます。

以上です。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） そういうことが私の耳に入ってきておりますので、よく調べて対処していただきたいと思えます。

介護の問題は、けさも松下議員からもそんな話がありましたが、私もちょっと気がつくともう70が来ているということで、この間テレビを見よったら、アグネス・チャンが私はもう介護のことを考えているんだというようなことをテレビでやっておりました。私より大分年下の人がもうはや考えよんやなあと思って、私も考えないかなあということでもあります。できたらずっと私やが入れるようなときまで維持できるように、そして私も入っていけるようにしていただきたいと思えます。

次に行きます。

新浜勝浦線について、建設課長にお伺いいたします。

その後の動きについてお伺いいたします。

○議長（国清一治君） 建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 新浜勝浦線のその後の動きはということで、現在は詳細設計をした部分の用地及び補償が完了しております。工事の発注といたしましては、昨年度完成いたしました山側の擁壁の西側の町道の取りつきの工事がことしの10月の頭に契約となっております。内容につきましては、町道の取りつき工事と側溝及び舗装の工事であります。今後は残工事の予算を確保して、早期に完成するように県に強く要望してまいります。

以上です。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） なかなか予算がついてこないところを大変だと思います。この新浜勝浦線，中山工区におきまして，先日地元の方から連絡があつて聞いてみると，県道と町道との落差が60センチほどあるということで，10メートル足らずのところ60センチも下げられたら，ただでさえ坂なのに急になってこれはしょうがないぞつてというような話になりまして，役場の職員の方に来てもらつて，どないぞみんなの納得できるような解決策をしていただきたいと要望したわけですが，よく考えてみると，高速道路をつけるんでないんだから，その町道の取りつきのところを基準にしていただければ何もしなくてもよかつたはずと私は考えました。そこで，県も測量に当たっては測量会社に委託するというので，注文をつけなければ好きなように測量設計すると，そんでそういうことになつたと思います。

今後，こういう事案については，測量する前にこことここを通つてくださいという注文をつけることと，その設計図ができた時点で，それができておるかどうか確認をしてから工事をしたほうがよいのではないかと私は考えました。そこで，できてきた図面をちゃんと地元の人に納得をしてから工事にかかるような方向に進めていただきたいと思いますが，課長の答弁をお願いいたします。

○議長（国清一治君） 建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） この議員ご心配の部分で，関係者の十分な協議をとということで，先ほどの事例でいいますと，工事発注物件で町道との取りつき部分で，接続する関係者から勾配が現状よりも急なというふうな指摘がありました。そこで，先ほど議員がおっしゃるように県と役場職員もいて，いろいろ相談して時間もかかつとんですけれども調整をいたしました。まずは，現地の条件を洗い出して，最良の道路勾配とか幅員を検討いたしまして，それで昨日隣接者と県の係官とともに現地で設計案について説明をして了解をいただきました。その後，詳細設計を行った設計コンサルタントに私どもが考えた案に基づいて再測量とか再設計の指示をいたしました。

そして，先ほど議員さんがおっしゃつたように，町道タッチについてはコントロールポイントで設計をしていただいただけなんだから，単なる拡幅工事ではぐあい悪いので，そのあたりは十分今後留意したいと考えております。また，いずれにしても今後とも町も県と一緒にたつて関係者と十分協議して，円滑な事業執行に努めたいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） やはりない予算です。以上、最小限のことでできるようにいろいろ検討していただいて、今回のことについては地元の皆さんの要望に沿えるような方向で進めていただきたいと思います。

これをもって今回の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（国清一治君） 以上で8番議員森本守君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時07分 散会